

地名散歩

第85回 同じ字を反復する住所と河川名

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

筆者が住む東京都日野市には日野^{ほんまち}本町という町がある。昭和57年(1982)に大字日野の一部を分割、町名地番整理を施したエリアであるが、日野市日野本町というのは日野がダブっていてどうも煩わしい。

似た例は珍しくなく、たとえば川崎市川崎区や堺市堺区という繰り返し。元から川崎や堺の旧市街であった区域だが、「他の区は本当は川崎(堺)じゃないんですけどね……」といった差別感が言下に滲む、などと考えるのは意地悪かもしれないが、それはともかく日本語の文字の世界では代名詞や踊り字(々)などの表現でなるべく繰り返し表記を避けてきた。もちろん県名と県庁所在地が同じケースだと山形県山形市、岡山県岡山市、高知県高知市など、これは避けようもないけれど。

日本の県名は県庁所在地を名乗るものが最

多で、その次が郡名を採用したものだ。これは岩手県や宮城県、群馬県などが該当するが、昭和30年(1955)頃に行われた昭和の大合併期には郡と同じ町村名が多く誕生している。平成の大合併を経た今ではこれらも減って今では岩手県岩手郡岩手町(東北新幹線いわて沼宮内^{ぬまぐくない}駅の所在地)だけになったが、この「3つ揃い」パターンで他に消えたものとしては群馬県群馬郡群馬町(平成18年に高崎市)、宮城県宮城郡宮城町(昭和62年に仙台市)、三重県三重郡三重村(昭和29年に四日市市)、滋賀県滋賀郡滋賀村(昭和7年に大津市)、香川県香川郡香川町(平成18年に高松市)、宮崎県宮崎郡宮崎町(大正13年に宮崎市)があった。最後は宮崎市そのものだが、その他も大半が県庁所在都市に合併されているのは、そもそも県名が県庁のある郡を名乗ったため、広域合



佐賀県の大町町。太ゴシックで示された大町と福母の両村が合併して大町村となり、昭和11年(1936)に町制施行して大町町。1:50,000「武雄」平成5年修正



高知県に多い「川川」。野川の集落(旧野川村)を流れる野川川、須川の地名は見当たらないが南側には須川川が流れている。全国には谷谷や沢沢の例も。1:50,000「奈半利」昭和63年修正

併となればそうなるのはある意味で必然だろう(三重県庁は当初三重郡四日市町)。

市や町という字が固有地名部分に入っていると反復の密度はより濃く感じるが、たとえば千葉県の「市川市市川」。5文字のうち漢字が2種類だけなので、見つめているとだんだん文字に見えなくなってくる。四日市市などはある意味で気の毒だが、市内に市場町があるとは知らなかった。ここへ手紙を出すには「四日市市市場町」で市の字が3つ続き、何かのトラブルかと怪しまれそう。石川県野々市町も平成23年(2011)に市制施行して「市市」の仲間入りをした。そういえば東京都新宿区(旧牛込区)にあった市谷谷町は「市谷町」とよく間違われるため、昭和27年(1952)に住吉町に改称している。新潟県妙高市の一部に、平成17年(2005)まで妙高高原町があった。以前は妙高々原町(昭和31年の合併以前は妙高々原村)の表記であったのを、昭和44年(1969)にわざわざ改称したものである。どうしても々の字を避けたい事情があったのだろうか。

この種の住所で最も有名なのは鹿児島県の「志布志市志布志町志布志」だろうか。志の字が6つで、ここまできると異様に見える。広域合併で誕生した志布志市の中の旧志布志町の中心地たる志布志、という構造だが、以前からある秋田県男鹿市「戸賀戸賀字戸賀」や「脇本脇本字脇本」などと同様の事例だ。

平成の大合併では「南あわじ市市市」という住所が発生した。やはり同様なのだが、まずは室町時代以前からあった市村が明治10年(1887)に近隣の市井村・青木村・善光寺村・円行寺村と合併してひと回り大きな市村となったため、従前の村は市の下に続けること

となった。つまり市市・市小井・市青木……という具合である。それが昭和30年(1955)には三原町市市と表記されるようになり、さらに平成の大合併で市になったために南あわじ市市市とトリプルになった。「あわじ」が平仮名だけに一層「市市市」が引き立っている。

町町には佐賀県杵島郡大町町がある。読みが「まちちょう」なのは珍しいが、「大町という自治体＝町」という意味だ。市町村内の大字・町レベルではもう少しあって、滋賀県守山市二町町、愛知県豊田市万町町などがある。前者は江戸期には二町村で、それが明治町村制で物部村大字二町を経て守山市に入って二町町となった。後者も江戸期の万町村が町村制で介木村を経て旭村(後に旭町)大字万町となり、平成17年(2005)に合併以後。いずれも市内に編入された際に自動的に「町」を付けたものである。

川の名前では東日本では宮城県加美町や秋田県仙北市の小沢沢、福島県喜多方市の赤沢沢、同県只見町の八木沢沢など「沢沢」が多く分布し、西日本では岐阜県本巣市の八谷谷、福井県おおい町の合子谷谷、徳島県三好市の大谷谷、熊本県相良村の袴谷谷など「谷谷」の名の川が多い。全国的なのは川川でこれは意外に多く、青森県外ヶ浜町の増川川、岩手県釜石市の小川川など東北地方に始まって沖縄県東村の新川川まで広く分布する。特に高知県は非常に密度が濃く、たとえば四国山地深くに発する横川川が枝川川に合流する上八川川は、さらに下流で小川川を合わせて仁淀川に注ぐ。いの町の奇観だが、いずれも小川や横川、枝川といった川の付く集落を流れている。小川川など横書きにすると、いかにも水が豊富に流れる印象だ。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 747
2019 April



表紙写真

「春の小川」

第33回写真コンクール銅賞
梶田 女子●静岡会

桜堤の下を流れる小川にメダカを捕りに来た子供たち。静かな里に子供たちの大きな声が響きます、「メダカとった！」邪魔にならないように望遠で遠くから撮りました。この風景がいつまでも続きますようにと祈りながら。

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために—
第67回 補助者の雇用・保険について
社会保険労務士法人三木田労務管理事務所 大久保 博

08 土地の表示に関する登記の沿革(4)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

12 G空間EXPO 2018

測量コンテストへの挑戦
長崎県土地家屋調査士会 副会長 兼 研修部長 松本 忠寿

15 愛しき我が会、我が地元 Vol.62

長野会／秋田会

19 第19回あいち境界シンポジウム 「減災と狭あい道路の解消について」開催

22 日本登記法研究会 第3回研究大会

25 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

27 会務日誌

28 訃報(水上要蔵顧問)

29 測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内

30 土地家屋調査士名簿の登録関係

31 平成30年度土地家屋調査士試験の結果について

32 国民年金基金

34 土地家屋調査士新人研修修了者 中部・九州ブロック協議会

35 ちょうさし俳壇

36 ネットワーク50 福岡会／三重会

38 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第67回 補助者の雇用・保険について

社会保険労務士法人三木田労務管理事務所 大久保 博

補助者の雇用には、労働基準法、労働契約法、パートタイム労働法、最低賃金法、労働者安全衛生法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の労働者保護法令が適用されます。

また、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の労働社会保険法令についても、所定の条件を満たす補助者に適用されます。

以下、補助者の採用から退職に至るまでの雇用管理上で留意しなければならない基本的な事項について説明しますので、参考にいただければ幸いです。

1. 採用について

補助者の採用に際しては、次に掲げる事項に留意してください。

1) 労働条件通知書の交付(労基法第15条)

補助者の採用に際しては、次に掲げる事項を必ず書面(労働条件通知書)で通知しなければなりません。〔図1〕参照)

① 雇用契約の期間に関する事項

期間の定めのある雇用契約の場合はその契約期間を記載し、期間の定めのない雇用契約についてはその旨を記載します。

② 就業の場所・従事すべき業務の内容に関する事項

雇入れ直後の就業の場所と従事すべき業務を記載すれば足ります。

③ 労働時間や休日・休暇に関する事項

始業・終業の時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換に関する事項を

労働条件通知書	
年 月 日	
雇 主 事業場名称・所在地 使用 者 職 氏 名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり(※) (年 月 日 ~ 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時間	1 始業 (時 分) 終業 (時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等; () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) (3) フラット(制); 始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、7月7日(日) (始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 7月8日 時 分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制; 始業 (時 分) 終業 (時 分) (5) 裁量労働制; 始業 (時 分) 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間)、無) 4 休日労働 (有 (1か月 日、1年 日)、無)
休日及び勤務日	・定例日: 毎週 曜日、国民の祝日、その他 () ・非定例日: 週・月当たり 日、その他 () ・1年単位の変形労働時間制の場合 年間 日 (勤務日) 毎週 ()、その他 () ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 2 その他の休暇 有給 () 無給 () ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条 (次頁に続く)

賃 金	
1 基本賃金	イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等
2 諸手当の額又は計算方法	イ (手当 円 /計算方法:) ロ (手当 円 /計算方法:) ハ (手当 円 /計算方法:) ニ (手当 円 /計算方法:)
3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率	イ 所定時間外、法定超 () %、所定超 () % ロ 休日 法定休日 () %、法定外休日 () % ハ 深夜 () %
4 賃金締切日 ()	一 毎月 日、() 一 毎月 日
5 賃金支払日 ()	一 毎月 日、() 一 毎月 日
6 賃金の支払方法 ()	
7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無、有 ())	
8 昇給 (有 (時期、金額等))、無)	
9 賞与 (有 (時期、金額等))、無)	
10 退職金 (有 (時期、金額等))、無)	
退職に関する事項	1 定年制 (有 (歳)、無) 2 継続雇用制度 (有 (歳まで)、無) 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条
その他	・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有、無) ・その他 () ・具体的に適用される就業規則名 ()
※ 「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入	
更新の有無	1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ()
※ 以上のほか、労基法第15条による。 ※ 短時間労働者の場合、本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。 ※ 登録型派遣労働者に対し、本通知書と就業条件明示書を同時に交付する場合、両者の記載事項のうち一致事項について、一方を省略して差し支えないこと。	

図1 労働条件通知書

契約期間について期間の定めありとしたときは、契約の更新の有無及び契約の更新の判断基準を記載します。

最低賃金は、1時間当たりの賃金とし都道府県別に決定され、毎年10月に改定されます。都道府県別の最低賃金は、厚生労働省のホームページで確認することができます。

労働時間は、原則として1週間については休憩時

本年4月1日(中小企業については2020年4月)より

図2 時間外・休日労働協定届

り時間外労働の上限規制が導入されました。時間外労働(休日労働は含まず)の上限は、原則として月45時間・年間360時間となり、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、時間外労働について年720時間以内、時間外労働(休日労働を含む)について月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする必要があります。

5) 割増賃金(労基法第37条)

前記4)の時間外労働、休日労働及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)労働に対しては、下記のとおり割増した賃金の支払いが必要です。

- ① 1)の労働時間を超えて勤務した場合
→ 25%以上
- ② ①の時間外労働で月60時間を超える部分
→ 50%以上
- ③ 3)の休日に勤務した場合
→ 35%以上
- ④ 深夜に勤務した場合
→ 25%以上

3. 労働時間の管理について (労働安全衛生規則第52条の7の3)

本年4月1日より、健康管理の観点から、使用者に対し、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め全ての人の労働時間の状況が客観的な方法その他の適切な方法で把握するよう義務付けられました。

客観的な方法としては、①労働者の労働日ごとの始業・終業の時刻を確認し、これを記録すること、②使用者が自ら現認することにより確認するか、タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録することなどが挙げられます。

なお、労働時間の記録に関する書類については3年間保存しなければなりません。

4. 年次有給休暇について(労基法第39条)

補助者が6か月間継続勤務し、その6か月間の総労働日数の8割以上を出勤した場合には、1年間に原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。

年次有給休暇の付与日数は、週の所定労働時間や週又は年間の所定労働日数により、勤続年数に応じて次のように定められています。(下記表参照)

- ① 週所定労働日数が5日以上(週以外の期間によって労働日数を定めている場合は、年間217日以上)の場合又は週所定労働時間が30時間以上の場合は、週所定労働日数が5日の項が適用されます。
- ② 週所定労働日数が4日以下(週以外の期間によって労働日数を定めている場合は、年間216日以下)の場合でかつ週所定労働時間が30時間未満の場合には、1週間又は1年間の所定労働日数に応じて比例付与されます。

年次有給休暇は、従業員の過半数を代表する者と書面により協定を結ぶことにより、計画的に与えることができます。

年次有給休暇の取得促進の観点から、本年4月1日以降に新たに10日以上の日次有給休暇が付与される全ての補助者に対し、毎年5日、時季を指定して年次有給休暇を与える必要があります。この場合において、補助者自身が時季を指定して取得した日数と計画的に付与された日数がある場合はその日数を控除します。

5. 解雇・契約更新等について

補助者との雇用契約を終了させるあるいは契約期間の定めのある雇用契約の更新を止めるときには次の事項に留意してください。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

1) 解雇予告(労基法第20条)

補助者を解雇する場合には、30日以上前に予告するか、又は平均賃金の30日分以上(解雇予告手当)を支払わなければなりません。解雇予告手当を支払う場合には、解雇予告手当を支払った日数分だけ予告期間を短縮することができます。

また、補助者の責めに帰すべき重大な理由により解雇する場合で、労働基準監督署長の解雇予告除外認定を得た場合には、予告期間を設けず又は予告手当を支払わないで、即時解雇することができます。

ただし、補助者が業務上の負傷等により休業する期間及びその後30日間並びに女性の産前6週間産後8週間の休業期間及びその後30日間は解雇することはできません。

2) 合理的な理由(労働契約法第16条)

解雇には「合理的な理由」が必要です。「合理的な理由」のない解雇は、解雇権の濫用となり無効となる場合があります。

3) 契約の更新止め(労基法第14条第2項)

期間の定めのある雇用契約で1年を超えて引き続き補助者を使用した場合、その契約を更新しないときは、少なくとも30日前にその旨を予告することが必要です。予告をしない場合は、30日分以上の平均賃金を支払う必要があります。

6. 健康診断について (労働安全衛生法第66条)

使用者は、補助者を雇入れたとき、その後毎年1回以上定期的に健康診断を実施しなければなりません。

パートタイム補助者であっても、次の①及び②の二つの条件を満たす者については、同様に健康診断を実施しなければなりません。①期間を定めずに雇われていること。期間の定めのある雇用契約により使用される者でも1年以上引き続き使用(あるいは使用を予定)されている者は含まれます。②1週間の所定労働時間が、事務所の通常の職員の所定労働時間のおおむね4分の3以上であること。

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある補助者については、補助者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴かなければなりません。そして、医師の意見を勧案し

必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。

7. 就業規則について(労基法第89条)

常時使用する補助者(パートタイム補助者を含む)の人数が10人以上となる場合には、就業規則を作成し、従業員の過半数を代表する者の意見書を添付して事務所を管轄する労働基準監督署長に届け出るとともに、補助者に周知しなければなりません。

就業規則を作成すべきときは、次に掲げる事項を必ず記載しなければなりません。①始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇に関する事項、②賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期、並びに昇給に関する事項、③退職(解雇を含む)に関する事項、④その他の事項

新たに就業規則を作成する必要があるときは、厚生労働省からモデル就業規則が公開されていますので、自社の労働条件等の実態に併せて調整されるとよいでしょう。

8. 法定帳簿の備え付けについて (労基法第109条)

使用者は、補助者ごとに次に掲げる帳簿を作成し、所定の期間、事務所に備え付けなければなりません。なお、これらのモデル様式は厚生労働省のホームページに公開されておりますのでご参照ください。

1) 労働者名簿(労基法第107条)

次に掲げる事項を記載し、3年間保存します。

①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤従事する業務の種類、⑥雇入の年月日、⑦退職の年月日及びその事由、⑧死亡の年月日及びその原因

2) 出勤簿・タイムカード(労働安全衛生規則第52条の7の3)

次に掲げる事項を記載し、3年間保存します。

①始業・終業の時刻、②休憩時間、③時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数、④遅刻・早退・欠勤等の状況

3) 賃金台帳(労基法第108条)

次に掲げる事項を記載し、3年間保存します。

①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数、⑦基本給、手当その他の賃金の種類ごとにその額、⑧賃金から控除した項目とその額

4) 年次有給休暇管理簿(労基法第39条)

次に掲げる事項を記載し、3年間保存します。

年次有給休暇を取得した①時季、②日数、③基準日

5) 健康診断個人票(労働安全衛生規則第51条)

次に掲げる事項を記載し、5年間保存します。

①既往歴及び業務歴、②自覚症状及び他覚症状の有無、③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、④胸部エックス線検査及び喀痰検査、⑤血圧、⑥貧血検査、⑦肝機能検査、⑧血中物質検査、⑨血糖検査、⑩尿検査、⑪心電図検査

9. 労働保険・社会保険について

労働保険及び社会保険は、強制加入が原則です。で使用者や補助者の意思により任意に加入・脱退できるものではありません。所定の条件を満たした場合には手続きが必要ですのでご注意ください。

1) 労災保険の加入(労働者災害補償保険法第3条)

補助者(パートタイム補助者を含む)を一人でも雇用したときは、事務所を管轄する労働基準監督署に労災保険の加入手続きを行わなければなりません。

労災保険は、使用者に代わって、補助者が工作中又は通勤途上におけるケガや病気の治療費、4日以上休業し賃金の支払いがないときは休業補償、一定の障害が残ったときは障害補償、死亡したときは遺族補償を、それぞれ行います。

労災保険の保険料は、補助者に支払った賃金総額に3/1000を乗じた額で、全額使用者負担となります。併せて、一般拠出金として0.02/1000が加算されます。

2) 雇用保険の加入(雇用保険法第5条)

補助者を一人でも雇用したときは、事務所を管轄する公共職業安定所に雇用保険の加入手続きを行わなければなりません。

パートタイム補助者(昼間学生は除く)については、1週間の所定労働時間が20時間以上でかつ31日以上引き続き雇用されることが見込まれるときに

は、加入手続きを行わなければなりません。

雇用保険の保険料は、補助者に支払った賃金総額に9/1000を乗じた額で、そのうち使用者が6/1000、補助者が3/1000を負担します。補助者が負担すべき保険料は、賃金の支払い時に控除します。

雇用保険の主な給付には、次のようなものがあります。

①失業等給付、②高年齢雇用継続給付、③育児休業給付、④介護休業給付、⑤教育訓練給付

3) 健康保険・厚生年金保険の加入(健康保険法第3条第3項、厚生年金保険法第6条第1項)

法人の事務所及び補助者を常時5人以上雇用する個人事務所は、事務所を管轄する日本年金機構年金事務所に、健康保険・厚生年金保険の加入手続きを行わなければなりません。

パートタイム補助者については、①1週の所定労働時間が事務所における通常の職員の所定労働時間の4分の3以上であって、かつ②1か月の所定労働日数が事務所における通常の職員の所定労働日数の4分の3以上ある場合には、健康保険・厚生年金保険の加入手続きが必要です。

健康保険と厚生年金保険の適用基準が同一のため、いずれか一方のみを選択加入することはできません。

加入年齢には上限があり、健康保険については満75歳、厚生年金保険については満70歳まで加入します。

健康保険、厚生年金保険の保険料は、加入者の標準報酬月額に保険料率を乗じた額で、使用者と補助者として折半負担します。補助者が負担すべき保険料は、賃金の支払い時に控除します。

2019年3月現在における各保険料率は、健康保険料(9.96%～10.31%の範囲で都道府県ごとに決定)、介護保険料(1.73%：40歳～64歳まで)、厚生年金保険料(18.3%)、子ども・子育て拠出金(0.29%：全額使用者負担)となっております。

健康保険から支給される給付には次のようなものがあります。

①療養の給付、②高額療養費、③傷病手当金、④出産手当金、⑤出産・育児一時金、⑥埋葬料

厚生年金保険から支給される年金には次のようなものがあります。

①老齢厚生年金、②障害厚生年金、③遺族厚生年金

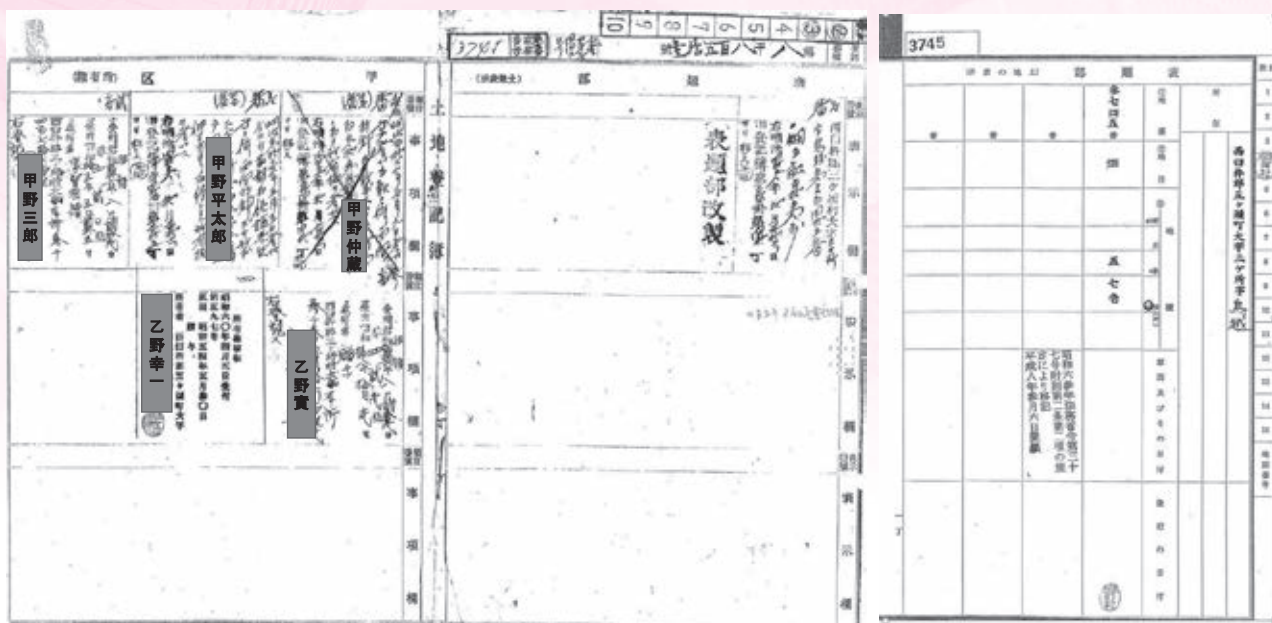
以 上

土地の表示に関する登記の沿革 (4)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



第4 ブック式登記簿(旧表題部)



【図2-3 ブック式登記簿-旧表題部】

(1) 登記用紙の様式

- a 【図2-3】は、昭和35年法律第14号による旧不動産登記法の改正に基づく登記簿・台帳一元化による改製前の旧表題部である。これは、本件土地についてのブック式登記簿の第一丁目の登記用紙で、右側(二折りの表側)が表題部、左側(二折りの裏側)が甲区(所有権)となっている(注1)。
- b 土地台帳に基づいて調整された新表題部は、登記簿・台帳一元化作業によって改製されたことは前述した(前掲3(本紙746号)参照)。
- c 新表題部を当該登記簿に編てつした後に登記簿・台帳一元化の期日指定を受けた場合、従前の表題部(旧表題部)には、表示欄の余白に表題部改製の旨を記載するものとされた(一元化実施要領第20第1項)。本件土地の旧表題部の「表示番号欄」の「壺番」欄外に「表題部改製」のゴム印で表示されているのが、この記載である。

そして、登記簿・台帳一元化指定の後における旧表題部の取扱いについては、次のとおりとされ

た(一元化実施要領第20第2項)。

- ①旧表題部第一丁目の裏面が甲区でない場合(注2)は、一元化期日後、当該土地につき所有権の登記名義人が申請した権利に関する登記(登記名義人の表示変更を含む。)をした時に、当該登記簿より除去する(2項本文)。
- ②旧表題部第一丁目の裏面が甲区である場合(注1)、そのまま存置する(2項ただし書)。
- d 上記②の旧表題部に「表題部改製」の旨の記載のある登記簿について複写機を用いて謄本を作成する場合、その旧表題部の用紙部分は謄写しない取扱いである(昭和37年8月2日民事甲第2221号民事局長回答2項)。しかし、訴訟や取引等の必要から「表題部改製」の旨を記載のある旧表題部を含めて謄写の請求があった場合は、便宜これに応じて差し支えなく、この場合の認証文は「右は登記簿の旧表題部を含めた謄本である」と記載する(前掲昭和37年民事局長回答1項)。

旧表題部には、登記簿上の土地の表示の変更・

更正や分・合筆に関する登記の経緯が記載されている。したがって、土地家屋調査士が、土地台帳の記載と併せて、土地の表示に関する登記の履歴を調査する場合において、コンピュータ移記に伴い閉鎖された登記簿の謄本を請求するときは、旧表題部を含めた謄写の請求をすべきである。

(2) 枚数欄

- a バインダー式登記簿を導入した際、登記用紙の誤てつや紛失を防止するため、表題部、甲区、乙区及び共同人名票(注3)にはその各毎葉ごとに丁数を記入する(昭和26年法務府令第110号による改正後の旧不登細則6条1項)とともに、登記用紙の初葉に「枚数」欄を設け、その登記用紙の総枚数に相当する数字の箇所に登記官印を押印すべきこととされた(同条2項)。
- b 大福帳式登記簿をバインダー式登記簿に改製する場合、各登記用紙の初葉に「枚数欄」の印判を押印して枚数欄を作成した(昭和26年法務府令第110号附則第5項)上、当該「枚数」欄には、その登記用紙の枚数に相当する数字に登記官が押印した(不動産登記簿等改製実施要領(昭和33年12月8日民事甲第2457号民事局長通達)第1第6項)。
- c バインダー式登記簿に改製する際、大福帳式登記簿を解体して、大福帳式登記簿の登記用紙で登記事項の記載があるもの(その登記用紙の中で登記がされていない用紙を除く。)は地番区域ごとにまとめ、さらにこれを①現に効力を有する登記用紙と②閉鎖された登記用紙とに区分し、①の登記用紙は地番又は家屋番号の順序に、また、②の登記用紙は閉鎖の年月日等に整理した(前掲改製実施要領第1第4項)。

上記①の登記用紙は、バインダー式登記簿(10穴)に編てつするため、登記用紙に10穴の穴を空け、これを登記簿表紙(旧不登細則1条)及び登記簿目録(同細則7条)とともにバインダーに編てつし、バインダー式登記簿とした(前掲改製実施要領第1第8項)。

上記②の登記用紙は、表紙、閉鎖登記簿及び登記簿目録を合わせて閉鎖登記簿とし、これを、バインダーを用いず、つづり紐を用いて登記用紙を編てつした(前掲改製実施要領第1第9項)。

なお、大福帳式登記簿の登記用紙で登記事項の記載のないもの(表題部のある用紙を除く。)は、これをバインダー式登記簿の登記用紙に転用するため、別に保管することとされた(前掲改製実施

要領第1第4項)。

- d 本件土地の旧表題部(【図2-3】)の上部には、1から10まで番号を付した「枚数欄」がゴム印を用いて記載され、その「3」の数字の箇所に登記官印が押印されている。本件土地の登記用紙は、3枚の登記用紙で構成されていた(本件土地の二丁目及び三丁目は掲載省略)。

(3) 登記番号欄

- a 大福帳式登記簿においては、地番区域ごとに登記簿が設けられ、新たな土地について登記の申請があった順に登記がされた。このため、登記用紙には、「登記番号」欄が設けられ(昭和26年法律第150号による改正前の旧不登法16条1項)、「各土地ニ付キ登記簿ニ始メテ登記ヲ為シタル順序ヲ記載ス」とされていた(同条2項)。この結果、大福帳式登記簿は、地番や家屋番号の順序ではなく、登記番号の順序に編てつされていた。
- b このため、地番や家屋番号から登記番号を検索のため、登記簿とは別に、登記見出帳が設けられていた(昭和26年法律第150号による改正前の旧不登法19条、昭和26年法務府令第110号による改正前の旧不登細則6条)。
- c 大福帳式登記簿においては、登記用紙を追加編てつすることができない構造になっていたため、事項欄に余白がなくなった場合は、新たな登記簿の事項欄に登記することとなる。この結果、一筆の土地に関する登記が数冊の登記簿に分属されて記載される場合があった。そこで、一筆の土地に関する登記が2冊の登記簿に分属される場合は、1冊目の登記簿と2冊目の登記簿(新登記簿)との関連を明らかにするため、2冊目登記簿の登記用紙(新登記用紙)表題部の「登記番号」欄に、「前用紙ノ登記番号ヲ転写シ前用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊数、丁数及ヒ其継続用紙ナルコトヲ記載」した。そして、1冊目登記簿の登記用紙表題部の「登記番号」欄に、「新用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊数、丁数及ヒ之ニ継続スル旨ヲ記載」した(昭和26年法律第150号による改正前の旧不登法76条1項)。
- d 旧登記法(明治19年法律第1号)に基づく登記簿に登記された土地について、旧不動産登記法の施行後に新たな登記の申請があった場合は、登記用紙表題部の「登記番号」欄に、「其登記簿ニ於ケル登記ノ順序」を追い、①「新ナル番号」を記載するとともに、その左側に、旧登記法に基づく登記簿の②「前登記番号ヲ記載」し、表示欄に不動産の

表示を移記した(旧不登法163条)。

本件土地の旧表題部(【図2-3】)上部の「登記番号」欄に「八千八百五拾十壱号」と記載されているのが上記①であり、その左側に「前登記第壱四四九号」と記載されているのが上記②である。上記②は、旧登記法に基づく登記簿との関連を明らかにするため、旧登記簿の「登記物件ノ番号」(旧登記法取扱規則(明治19年12月3日司法省訓令第32号)11条)を記載したものである。

- e 「登記番号」の制度は、昭和26年法律第150号によって、登記簿の様式が大福帳からバインダーとなったこと、そして、登記簿への編てつ方法が地番又は家屋番号の順序となったことに伴い、廃止された。

(4) 地番家屋番号欄

- a 大福帳式登記簿においては、登記用紙を追加編てつすることができない構造になっていたため、登記用紙の誤てつや紛失の問題は生じなかったが、バインダー式登記簿を導入したことに伴い、これらの問題が発生するおそれがあった。

そこで、登記用紙の誤てつや紛失を防止するため、「登記用紙ノ毎葉ノ地番家屋番号欄ニハ其登記用紙ニ登記シタル土地ノ番号又ハ建物ノ家屋番号ヲ記載スベシ」と規定され(昭和26年法務府令第110号による改正後の旧登細則6条3項)、登記用紙に「地番家屋番号」が設けられた。

- b なお、登記簿・台帳一元化によって設けられた新表題部においては、地番又は家屋番号は、登記事項とされ新表題部の上で明らかであるため、昭和35年法務省令第10号による改正において、表題部への記載は省略し、「登記用紙ノ甲区及ビ乙区ノ地番家屋番号欄ニハ其登記用紙ニ登記シタル土地ノ地番又ハ建物ノ家屋番号ヲ記載スベシ」と規定された(6条3項)。
- c 本件土地の旧表題部(【図2-3】)の上部には、「地番家屋番号」欄がゴム印をもって設けられ、ここに、「3745」と地番が記載されている。

(5) 表示欄

ア 表題部表示欄の記載

- a 旧不動産登記法は、当初、「表示欄」に登記をする場合は、「申請書受附ノ年月日、登記ノ目的其他申請書ニ掲ケタル事項ニシテ不動産ノ表示ニ関スルモノ」を記載し、「登記官捺印スルコトヲ要ス」と規定していた(50条1項)。また、「表示欄」に登記をする場合は、「表示番号欄ニ番号ヲ記載

…スルコトヲ要ス」と規定していた(52条)。そして、旧不動産登記法施行細則は、当初、「表示欄ニ登記ヲ為シタトキハ表示番号欄及ヒ表示欄ニ縦線ヲ画シテ……余白ト分界スベシ」と規定していた(49条1項1項)。

- b 本件土地の旧表題部(【図2-3】)について、「表示番号」欄「壱番」の「表示欄」においては、所在が「西臼杵郡三ヶ所村大字三ヶ所字鳥越」、地番が「参七四五番」、地目が「畑」、地積が「五畝貳参歩」と記載されている。

イ 旧登記簿(地所登記簿)からの移記事項

- a 旧不動産登記法に基づく登記簿の調製は、同法施行後直ちに旧登記法に基づく地所登記簿から移記するのではなく、新たな登記の申請があった都度、地所登記簿の登記事項を移記した後に、当該申請に基づく登記を実行した。すなわち、「表示欄ニ不動産ノ表示ヲ移シ相当区順位番号欄及ヒ事項欄ニ旧登記簿ノ用紙中抹消ニ係ラサル番号及ヒ事項」を移記した(旧不登法163条)。

そして、新登記簿に登記を移記したときは、「表示欄及ヒ事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ旧登記簿第何冊第何丁ヨリ移シタル旨及ヒ年月日ヲ記載」し、登記官が捺印した(旧不動産登記法施行細則72条)。また、旧登記簿においては、「旧登記簿ノ用紙中新登記簿ノ用紙ニ移シタル番号及ヒ事項ヲ朱抹スルコトヲ要ス」とされた(旧不登法163条)。そして、「旧登記簿表題部取消欄ニ新登記簿ニ移シタル旨及ヒ年月日ヲ記載シ登記官捺印スベシ」とされた(旧不登細則94条2項)。

- b しかし、このような登記簿の調製方法の下では、すべての不動産について新法による登記簿を調製することができない上、登記所に、旧法に基づく地所登記簿及び建物登記簿と新法に基づく土地登記簿及び建物登記簿とを併存して備え付ける必要があった。

このため、昭和17年、「旧登記簿ノ移記及廃棄方ニ関スル件」(昭和17年6月13日民事甲第446号民事局長通達)により、登記官が職権で新登記簿に移記することができること、移記済みの旧登記簿は適宜廃棄することとされた。

その後、昭和32年、「旧登記簿の移記及び廃棄方について」(昭和32年11月28日民事甲第2251号民事局長通達)により、旧登記簿からの移記作業を計画的に実施すること、移記完了後の旧登記簿で保存上弊害を生ずるものは適宜廃棄して差し

支えないこととされた。

- c 本件土地の旧表題部(【図2-3】「表示欄」の末行に、「右明治四参年壹〇月式六日旧登記簿第式四冊第四〇丁ヨリ移ス」と記載されているのが地所登記簿からの移記事項である。

(6) 甲区事項欄

- a 旧不動産登記法の登記簿を調製する場合、甲区事項欄について、「相当区順位番号欄及ヒ事項欄ニ旧登記簿ノ用紙中抹消ニ係ラサル番号及ヒ事項」を移記し(旧不登法163条)、「事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ旧登記簿第何冊第何丁ヨリ移シタル旨及ヒ年月日ヲ記載」し、登記官が捺印した(旧不登細則72条)。
- b 本件土地の甲区(【図2-3】)は、地所登記簿において順位式番として登記された甲野平太郎のための所有権取得の登記事項を、新登記簿の順位壹番として、移記したものである。その末行に「右明治四参年壹〇月式六日旧登記簿第四拾式冊第式拾五丁ヨリ移ス」と記載されているのが地所登記簿からの移記事項である。

なお、本件土地の甲区の壹番(旧壹番)の登記事項が朱抹されている。これは、地所登記簿には、順位壹番及び同式番の所有権登記が登記されていたところ、新登記簿を調製するに当たっては現に効力を有する登記事項のみを移記すべきところ、誤って順位壹番の登記事項を記載したため、これを朱抹したものと推察される。

- (注1) 旧不動産登記法制定当時の土地の登記簿は、次に掲げるように、1部5区制で、3枚の登記用紙で構成されていた(旧不登細則附録第1号)。

- ①一丁目の登記用紙は、右側が表題部(土地の表示とその変更に関する事項)、左側が甲区(所有権に関する事項)
- ②二丁目の登記用紙は、右側が甲区の継続用紙及び乙区(地上権及び永小作権に関する事項)、左側が丙区(地役権に関する事項)及び丁区(先取特権、質権及び抵当権に関する事項)
- ③三丁目の登記用紙は、右側が丁区の継続用紙、左側が丁区の継続用紙及び戊区(賃借権に関する事項)であった。

その後、大正2年法律第18号による旧不動産登記法の改正に伴い、土地の登記簿は、次

に掲げるように、現行と同様、1部2区制で、3枚の登記用紙で構成された(大正2年司法省令第15号による改正後の旧不登細則附録第1号)。

- ①一丁目の登記用紙は、右側が表題部・左側が甲区(所有権に関する事項)
- ②二丁目の登記用紙は、右側が甲区の継続用紙・左側が乙区(所有権以外の権利に関する事項)
- ③三丁目登記用紙は、右側及び左側とも乙区の継続用紙

- (注2) 昭和26年法律第150号による改正に伴い、バインダー式登記簿が導入されたが、土地の登記用紙の様式については、バインダー式登記簿に編てつし、登記用紙の加除が可能となるよう、一丁目は旧表題部、二丁目は甲区、三丁目は乙区となった(昭和26年法務府令第110号による改正後の旧不登細則附録第3号)。

- (注3) 当初は、「登記権利者カ多数ナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノミノ氏名、住所及ヒ他ノ人員ヲ登記用紙ニ記載シ其氏名、住所ヲ共同人名簿ニ記載スルコトヲ得」と規定され(昭和26年法律第150号による改正前の旧不登法51条前段)、土地登記簿とともに「共同人名簿」が設けられていた(昭和26年司法省令第11号による改正前の旧不登細則2条、3条)。その後、「登記権利者ガ多数ナルトキハ申請書ニ掲ゲタル筆頭ノ者ノミノ氏名、住所及ヒ他ノ人員ヲ登記用紙中相当区事項欄ニ記載シ共同人名票ヲ追加編綴スルコトヲ得」と規定され(昭和26年司法省令第11号による改正後の旧不登細則52条前段)、「共同人名票」が設けられた(同細則2条ないし6条)。しかし、登記事務のコンピュータ処理に当たって、磁気ディスクによる登記簿においては共同人名票を作成することを要しないこととされた(昭和63年法務省令第37号による改正後の旧不登細則73条2項)。これは、登記事務を電子情報処理組織によって処理する場合、登記記録のほかに共同人名票を作成することとすると、そのコンピュータ上の処理(特に共有持分の按分計算)が複雑となって効率的でなくなること、そして、多数の共有持分の移転の登記が煩雑に繰り返された結果、共有関係の一覧性に欠けることになった場合は、所有者証明書(不登規則196条1項4号)を利用することができることが考慮されたものである。

G空間EXPO 2018

測量コンテストへの挑戦

長崎県土地家屋調査士会

副会長 兼 研修部長 松本 忠寿

G空間EXPOでは、知る人ぞ知る「測量コンテスト」が毎年開催されています。2007年の第1回から始まり、回を重ねること11回。昨年、ようやく最優秀賞に土地家屋調査士の名前が刻まれることになりましたので、会報を通じ読者の皆様にご紹介させていただきます。

きっかけ2014年～

ときは2014年11月まで遡ります。(この当時の)最新情報や最新機器がこれからの世の中にどのような影響や変化をもたらしてくれるのだろうか?といった知識や技術への興味と長崎県土地家屋調査士の親睦旅行が、G空間EXPO2014をターゲットに企画されたことも相まって、東京・お台場の日本科学未来館へ訪れることになりました。

この会場では、歩測測定や屋内外での測位実験、VRの世界をスマートフォンで視聴体験、準天頂衛星みちびきの軌道を模型で分りやすく表現したコーナーや「地籍情報の共有化と一元化及び公開の有用性」と題した日調連主催のシンポジウム等のイベントが施設の内外で数多く開催されていました。

その時、室内会場の片隅に数台の測量機器が整頓された状態で置かれていて、私の目に留まりました。近くに関係者らしき方がいらっしまったので、いくつか尋ねてみると「このコーナーでは先程まで測量コンテストが行われていて、この上(頭上)にある地球の天体模型(ジオ・コスモス)と月の天体模型の中心間の距離を導き出すための測量を行っていたのですよ。今はその測量成果を基に距離を導き出すための計算をやっているところです。参加者の資格はなく、3名で1チームを形成しています。高校生や大学生、一般の方も参加されていますよ。」と丁寧に答えていただき、測量コンテストの資料も頂きました。このときは、普段から地元の佐世保支部の社会貢献事業として出前授業や測量指導を行い大変お世話になっている工業高校の先生に紹介して、彼ら(高校生)に挑戦してもらいたいと思っていました。

挑戦2018年～

その後、工業高校への出前授業等の折に担任の先生へG空間EXPOでの測量コンテストの話をしてみたのですが、先生方は高校生ものづくりコンテストの測量部門への対応を懸命に指導されておられ、複数のコンテストへの対応は難しい様子でした。一時は諦めかけたのですが、こうなると土地家屋調査士として出場を検討してみるのもありかもしれないと考えるようになり、長崎会の船津会長や前田業務部長に相談してみるとまんざらでもない様子うかがえましたので、然るべくして私達の測量コンテストへの挑戦が始まりました。

測量コンテストまで6か月。

コンテストに出場する基本方針が決まると、その後の話は早いもので、平成30年度の事業計画と予算への対応、そして一番重要な出場者の検討に入りました。①緻密な測量計画、②自作プログラムの作成技術、③丁寧に論理的な報告書の作成、④チームワーク。これら四つの条件を満たすメンバーとして選出されたのが、長崎県土地家屋調査士会大村支部に所属する角良一先生、園木登先生、吉村光昭先生の三名でした。長崎県土地家屋調査士会を代表して。いいえ土地家屋調査士を代表してと言っても過言ではありませんが、G空間EXPO2018の測量コンテストに出場していただくことに決まりました。大きなプレッシャーを抱えつつ、ここから日本一の座を目指しての訓練の日々が始まりました。測量コンテストまで3か月半。

測量コンテストへの申込みを行うべく測量協会事

務局に問合せをしてみました。コンテストの要領や開催の有無やその時期等については、この時期(7月末)でも未確定な状況でした。しかし、測量コンテストへ向けた準備を怠るわけにはいきません。昨年までに行われた測量コンテストの要領を参考にしつつ測量計画を立て、数十回にも及ぶ練習にプログラムの作成や改変、バグ修正を行いました。プログラム関係だけでも述べ日数が32日にも及んだと報告を受けています。練習の回数を重ねるごとに問題点もはっきりと見えてきたようでした。より実践に近い状況での練習の必要性を感じ、私たちは9月末に長崎県内のホテルで行われていた新人対象有料研修会の昼食の時間帯を利用して、これまでの練習成果を披露する機会を設けました。日頃の練習で地球に見立てて使用しているバランスボール(体幹を鍛えるものではなくボールの中心を測定するための小道具)や室内での観測のために準備した三脚石突固定パーツ(木製自作)を持ち込んでの実践練習です。

多くの人に注目されながらホテルの室内での測量作業は、日常業務では経験したことがないくらいに極度の緊張感を伴い、予想した以上に作業時間を費やす結果となりました。更なる時間短縮のための改善が要求されることとなりました。測量コンテストまで2か月。



平成30年度新人対象有料研修会の昼食時を利用した公開練習の様子

同じ頃、本会では測量コンテスト参加者を応援するための親睦旅行の準備が大詰めに入っていました。この頃測量コンテストの日時がようやく確定し、当初予定していた親睦旅行の日程の変更を余儀なくされましたが、清水財務部長の調整の甲斐もあり表彰式に参加できる旅程への変更となりました。船津会長は、長崎チームへの優勝祈願と激励を込めたチームジャンパーの作成を行い、日調連の役員の方々への広報活動も行っていました。測量コンテストまで1か月。

1か月を過ぎた頃になると、更に具体的な問題の対応に迫られます。プログラム関連では、人為的ミスを削減するためのフェイルセーフ機能の追加、精度の向上を図るために半対回から1対回観測への対応。測量機器の問題では、測量機器の梱包、搬送やリース機の検討、宿泊施設から測量コンテスト会場までの移動方法やダイアゴナルアイピースの使用の検討について等々。大会当日までありとあらゆる問題を想定し対応策が検討されました。同時に反復練習の大切さも忘れてはいませんでした。後日聞いたのですが、コンテスト前日に会場入りし、会場における地球儀(ジオコスモス)の位置や表面に使用されているLEDパネルの反射の確認、人の出入りや導線に至るまで、観測方法の検討のための下見を入念に行っていました。蒲田の宿泊先に戻ってから夕食を早々に切り上げ、ホテルの狭い部屋に3名が集まり「エアー測量」にて練習を行ったそうです。いよいよ明日は測量コンテスト。

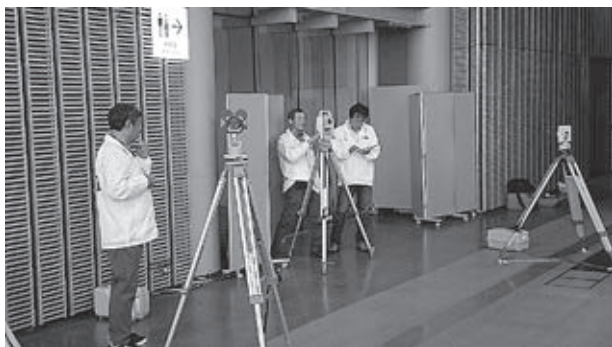
2018年11月17日、午後1時これまでの努力が実を結ぶのかそれとも涙をのむことになるのか。いよいよ測量コンテストの出番が回ってきました。制限時間は測量1時間、報告書作成1時間であり時間厳守です。周りの出場者を見渡すと今回は土地家屋調査士チームを除き全てが学生チームのようです。優勝常連の高校生チームや専門学生、大学生のチーム。3名が一体となって測量を行っているチームもあれば、3名がそれぞれ測量を行っているチームもありました。中には自作の大型の経緯儀を投入して会場の視線を集めていたチームもありました。

他チームは、学生ばかりなので当然ですが、若さが溢れキビキビとした動きで作業を行っています。その中で平均年齢60歳の土地家屋調査士チームは熟練した雰囲気を出しているものの、日頃の測量



自作の大型経緯儀を使い模型球体を観測する参加チーム

現場ではあり得ない高度角(30～40度)に苦戦している様子。ダイアゴナルアイピースの使用は、時間短縮と観測精度向上のために諦めたのが痛かったのか。それでも老眼鏡の上げ下げを苦にもせず、積み重ねた練習(特に、前の晩にホテルの部屋で行ったエアークス)の成果が十分に発揮された結果、規定の1時間以内で測量作業を完了し、続いた報告書作成も12ページに及ぶ大作でしたが、時間内に無事完了しました。



高度角対策として会場をぎりぎりまで広く使って対応している様子

祝！総合優勝 精密部門

全ての作業が終わり、後は結果を待つのみです。長崎チームの3名は連日の緊張からか疲労がピークになっています。船津会長率いる応援隊も昨晩は隅田川屋形船懇親会からのものまねバー、マジックバーと飲み歩いた影響で疲労困憊です。測量コンテストの待ち時間には会場のソファに倒れ込み爆睡していたとの目撃情報も寄せられましたが、真意のほどは定かではありません。



寄せられた目撃情報

いよいよ結果発表です。主催者から三日間にわたり行われた測量コンテストへ参加した各チームの紹介がされました。続いて、日本測量協会矢口会長から表彰です。精密部門の特別賞に始まり敢闘賞が発表されました。最後に残るは総合優勝部門のみです。これまで名前は呼ばれていなかったので、総合優勝の可能性は残っています。しかし、頭の中に横切る不安感…。「精密部門の総合優勝は、長崎県土地家屋調査士会大村支部です」との声が聞こえたときは会場内から歓声の

声が湧き上がりました。ミッション・コンプリート。



<https://bit.ly/2XzzQXJ>

(表彰の様子40秒 長崎会FBの投稿動画情報)

精密部門出場11チーム中6チームが最確値、報告書、アイデアの三要素を満足させており、精度(RMSEによる判定)による順位になったようです。二位とのRMSE差は5.3mmでした。残差では0mmを叩き出しているチームもあり、この部門がどれほど混戦であったかがうかがえました。

出場決定から3か月半の間、仕事と並行しながら、この測量コンテスト総合優勝のためにあらゆる準備を重ねてこられた大村支部チームの3名の先生に心より感謝いたします。またこの経験を契機に色々な場面への広がりを期待しつつ、次回の挑戦を考えなければならないとも思っていますが、未定です。執筆している時点で、まだ7か月ありますから。

精密機器部門									
チーム名	最確値	残差	RMSE	観測点数	報告書	アイデア	総合	賞	
長崎県土地家屋調査士会	18.005	0.002	0.0024	10	10	8	8	26	総合優勝
長崎県土地家屋調査士会	18.048	0.008	0.0119	0	10	8	8	17	
長崎県土地家屋調査士会	18.002	12.245	16.4516	0	1	8	8	24	
長崎県土地家屋調査士会	18.002	0.193	0.4423	0	2	8	8	24	
長崎県土地家屋調査士会	17.964	0.193	0.4423	0	8	8	8	20	
長崎県土地家屋調査士会	18.068	0.011	0.0267	2	10	8	8	30	
長崎県土地家屋調査士会	18.048	0.008	0.0096	4	10	8	8	34	敢闘賞
長崎県土地家屋調査士会	18.032	0.005	0.0096	8	10	8	8	32	
長崎県土地家屋調査士会	18.002	0.007	0.0077	6	10	8	8	18	
長崎県土地家屋調査士会	18.002	0.000	0.0079	6	2	8	8	18	
長崎県土地家屋調査士会	18.037	4.529	4.7730	0	2	8	8	18	
長崎県土地家屋調査士会	13.528	3.474	3.8562	0	2	8	8	18	
長崎県土地家屋調査士会	14.583	3.474	3.8562	0	2	8	8	18	
自作機器部門									
チーム名	最確値	残差	RMSE	観測点数	報告書	アイデア	総合	賞	
長崎県土地家屋調査士会	19.514	1.457	1.457	4	1	8	8	21	
長崎県土地家屋調査士会	19.114	1.057	1.131	4	1	6	8	19	
長崎県土地家屋調査士会	26.825	8.768	11.343	2	1	8	8	21	
長崎県土地家屋調査士会	17.028	1.028	1.239	4	1	8	8	21	
長崎県土地家屋調査士会	42.243	24.185	20.307	2	1	8	10	21	

会場で発表された成績一覧表 残差は0.002 RMSEは0.0024



会場にいた関係者一同胸を撫で下ろした瞬間
お疲れ様でした！

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 62

長野会

『長野会の広報活動について』

長野県土地家屋調査士会 広報部長 松永 宏樹

長野県土地家屋調査士会には、現在、法人を含め368名の会員が所属しています。

本会は総務部、財務部、業務研修部、広報部、社会事業部によって構成され、それぞれの事業部が独自に啓発活動、社会貢献活動を行っています。このように書くと各事業部がバラバラのように感じられますが、現在、本会の理事、支部長は、松本会長を筆頭に土地家屋調査士大好き人間の集まりであり、それぞれが思い描く土地家屋調査士像を、会務を通じて実現しようと切磋琢磨する頼もしい仲間たちです。

そんな長野会ですが、本年度は一期二年の二年目に当たり、各事業部が活発に啓発活動、社会貢献活動を行いました。

【キッズサイエンス・松本楽市楽座への出展】

こちらは親子で参加するイベントになっています。地中に埋めた景品(お宝)を親がトータルステーションを覗きながら20～30m先の景品設置地点までトランシーバーで子供を誘導し、子供は反射鏡とシャベルを持って誘導された先でお宝を掘り当てます。半信半疑で土を掘り起こす子供が地中から出てきたお宝を発見した時の表情は何とも言えず、トランシーバー片手に「あったよ～」と親に見せに走る姿をみて、この子たちの中から将来の土地家屋調査士が生まれてほしいなと願ってしまいます。そして、はしゃぐのは子供だけではありません。このイベントには「道路で器械をのぞいている人は何をやっているの?」という副題を付けてあり、親にはトータルステーションを覗く前に簡単な測定の説明をします。やはり、大人も興味があるようで、トランシーバー越しに夢中で子供を誘導し、子供がお宝を見付けるとストレートに喜んでくれます。中にはもう一度やってみたいからと子供を連れてくる親まで出て

くるほどでした。

どちらのイベントも3、4セットのトータルステーションを配置し、TS側、反射鏡側にそれぞれ土地家屋調査士が付いて、今何をやっているのかを解説しながらイベントを盛り上げますので、人数も必要になりますし気も使います。こちら側としてはスタミナを必要としますが、携わっていただいた会員からは「とても充実した」という意見が多数で、このイベントは長野会を代表するものに育ってきていることを実感しています。

なお、キッズサイエンスは長野市周辺地域が対象で1日のみの開催、来場者数は2,000人ほどとなっており、今年で4回目の出展となります。来場者アンケートでは毎年高評価を頂いています。また、松本楽市楽座は松本市周辺地域が対象で土日の二日間にわたり開催され、来場者数は二日間で60,000人弱。テレビ局が主催しているため、イベントの規模は長野県内でもトップレベルです。

【信州大学経法学部寄附講座「現代職業論」、山代ゼミ「測量実習」】

現代職業論は昨年7月に行われた大学生を対象とした寄附講座です。この内容は「土地家屋調査士No.741号」で大きく取り上げていただいております。既にご存知の方も多いかと思いますが、職業選択を目前に控えた大学生が対象ということもあり、我々土地家屋調査士が法律の専門家であると同時に測定の技術者でもあるということを理解してもらうために、不動産登記法、土地家屋調査士法のほか測量の実演を



松本楽市楽座

一つの講義に集約して行われました。

この講義は三重会の上杉先生、杉村先生をはじめ、多くの方のお力添えを頂きながら、実現にこぎつけた経緯があり、この場をお借りして改めて皆様に心からの感謝を申し上げます。

この寄附講座には続きがあり、昨年11月に同大学の山代准教授のゼミにおいて寄附講座が開催されました。ここでは「地積測量図を添付する登記申請」についての講義を前半に行い、後半はトータルステーションやGNSSを用いた復元測量の結果と前半で用いた地積測量図を比較することで、普段私たちが行っている測量や登記について学んでもらいました。

信州大学生に「土地家屋調査士」を根付かせる第一歩を踏み出しましたが、この歩みが止まらぬよう、先行する単位会の方からも教えを頂きながら育てていきたいと思います。

[中学生職場体験学習]

長野県内の市町村では中学生対象の職場体験学習を推進する動きが広がっています。本年度、長野県土地家屋調査士会では上田支部管轄で3校、伊那支部管轄で1校の計4校からの職場体験を受け入れました。

土地家屋調査士とはどんな事をする仕事なのかを体験してもらうため、受入先の事務所にはご苦勞いただいているところですが、中学生が相手ということもあり、連合会発行の「マンガでわかる土地家屋

調査士のしごと」が良い教材になっています。またトータルステーションやGNSSを使った測量体験や、法務局にご協力を頂いて法務局の仕事についての説明や和紙公図を見せていただくなど充実した内容となりました。

参加する学生さんがお年頃の中学生ということもあり、小学生のようにストレートなアクションを頂戴することが難しく、こちらとしてはちょっと戸惑うところがありますが、後からこの授業がジワジワと効いてくると信じています。

[土地家屋調査士の行う全国一斉不動産表示登記無料相談会]

「土地家屋調査士の日」を中心として行う連合会主催の無料相談会ですが、長野会では支部ごと県下10会場に分かれて開催しています。事前予約数によって各支部は担当者数を決めますが、ベテランと若手が二人一組で行うことによって、土地家屋調査士に寄せられる相談に対して、どのように対応すべきかについての実地研修も兼ねています。

長野県は都市部に比べ農業従事者が多いため、農繁期に当たるこの時期は相談者が減少する傾向にあります。開催時期については毎年議論となるところですが、土地家屋調査士のPR活動として必要であるとの理解は得ており、今後も継続が望まれるところです。

[テレビコマーシャル・ラジオへの出演]

先述の「松本楽市楽座」はテレビ局が主催していますので、当日の出展とは別にコマーシャルを流すことができました。長野会はこれまでテレビでのコマーシャル放送をしたことがありませんでしたので、これを機会に広告事業者コードを取得し、15秒のスポットCMを作成したいと考えましたが、知識も予算もないため、石川会で以前作成された「境界が蟻の行列で、よく見たら動いているもの」を流用させていただきました。このCMはYouTubeで配信されており、以前から「分かりやすく、印象に残る素晴らしいものだなあ」と思っていたところ、現在、連合会に広報員として参画している久保理事を通じて、石川会の葛西広報部長に使用許可を頂くことによって実現することができました。

こちららも紙面をお借りして、ご理解ご協力を頂いた皆様に心からの感謝を申し上げます。

ラジオへの出演は「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の広報も兼ね、番組内で「土地家屋調査士に聞いてみよう」というコーナーを設けていただき、



信大「現代職業論」



山代ゼミ「測量実習」

1回5分の番組を全3回行いました。1回目は土地家屋調査士が普段どのような業務を行っているのか、どのような相談があるのかについて。2回目は境界立会いで起こるトラブルについての原因と対処法について。3回目は所有者不明土地や空き家問題と筆界特定制度についてという内容でした。

長野県は車での移動が中心となっていることから、視聴率の集中する出勤時間直前に放送時間を設定したため、予想以上の反響がありラジオというメディアの影響に驚かされました。

この他にも公嘱協会では公開シンポジウム「これでわかった!? 官民境界」を官庁対象に開催していますし、各支部においても定期的な無料相談会やPTA等学校関係からの依頼で出前講座を行うなど啓蒙活動、社会貢献活動は多岐にわたります。

今回、連合会誌への寄稿のため、今年度の活動を見返してみましたが、各事業部がそれぞれに行っていた啓蒙活動、社会貢献活動のターゲットが、ほぼ全ての世代に対して行われていたことに今更ながら驚きを覚えました。これは、偶然のようにも見えますが、根底では各事業部が「もっと土地家屋調査士を知ってほしい!」という気持ちを共有し、常に外部へ発信しようとアンテナを張っていた上で、それぞれ

の動きを理解していたからだと思ふところでは。

「土地家屋調査士」は、「筆界」という見えない境界を通じて人と人の間に立ち、どの士業よりも公平な立場で業務を遂行できる素晴らしい資格だと思います。

しかしながら、我々と触れ合いのない方たちにとって、土地家屋調査士がどんなことをする専門家なのかということに対する理解度はまだまだ低いと感じざるを得ません。そしてこれを理解してもらうには時間と努力が必要です。

長野会ではこれからもこのような啓蒙活動、社会貢献活動を通して土地家屋調査士について、土地家屋調査士が行っている業務の重要性について社会に発信していきたいと思っています。



ラジオ放送収録

秋田会 『種苗交換会? 聞いたこと、ありますか』

秋田県土地家屋調査士会 広報部長 金沢 俊英

秋田県といたら 金足農野球部?

昨年夏の甲子園大会では100年に一度、仕事を放り投げ、ご飯を食べるのも忘れ、歓声と奇声と涙の楽しい思いをさせていただきました。1回戦勝てるかな…勝った! 2回戦勝てるかな…勝ったぞ!! 3回戦もしかして…やった〜。決勝戦…勝つんじゃない? 準優勝。本当に「金足農野球部 万歳!」でした。

でも、秋田といたらやっぱり「なまはげ」です。その後は「秋田こまち」に「きりたんぽ」といったところでしょうか。なまはげはユネスコ無形文化遺産にも登録されました。まだまだあります。なまはげをはじめとする国指定の重要無形民俗文化財(17件)が日本一!

秋田県でしか行われていないこと

きっと種苗交換会でしょう。明治11年に開催された種子交換会が原点で、昨年まで途切れることなく行われている秋田県農業協同組合中央会主催の秋

田県種苗交換会、昨年、141回目の開催となりました。

毎年秋、10月末から11月上旬に行われるこの一大イベント「農業の祭典」には、様々な形で参考出展することができます。

昨年は秋田市で開催され、全会場の来場者数は過去最高125万人(主催者発表)とのことでした。

秋田会では10年前から毎年参考出展(無料相談会



種苗交換会ブース

ブース設置)しております。

出展条件は七日間の開催期間中、午前9時から午後4時までブースを開いていること、というなかなか厳しい条件です。県内の各市町村持ち回りのため年ごとに開催地は異なります。出展の趣旨は、無料相談会と土地家屋調査士の知名度を上げること。

ブースで黙って待っていても誰も来てくれません。そこで、PRのため来場者の方へクリアファイルやティッシュを配ろうと思っても、声を掛けようと思っても、なかなか勇気が出ない。思い切って声を掛けてもスルスルスリとかわされたり、無言の拒否に遭ったり、普段とは全く異なる時間を感じるようになります。それでも会員の皆さんは、足を棒にしてアンケートを取ったり、相談を受けたりしてくれました。

例年、開催期間内にはほぼ必ず、雨、雪、風、霰の日がありますが、昨年は比較的穏やかな日が続きました。出展場所は屋根のある通路内とはいえ外には違はなく、担当の方は結構寒かったことと思います。

皆さんのおかげで回収できたアンケートは767枚でした。集計の結果、土地家屋調査士の知名度は七割超。数年前も七割から八割の間。しかし、回答者の大多数は50代60代以降のため、やや高めに偏っていると考えられます。これから成長していく若い世代の知名度は不明ですが、高齢な世代ではそれなりに認知されていると思っても間違いはないようです。

また、今回の相談会では秋田地方法務局の方々に三日間公務としてご協力いただきました。

顔は見られなくても緊張はする

エフエム秋田の長寿番組「ハナキン桜庭編集部」を利用したCMは、昨年で3年目となりました。8月から10月の毎週金曜日、午後6時からの番組中の60秒CMと、番組提供者として放送時間最後の10秒CM。これは県内6支部の登記無料相談会の告知と知名度向上のため。全13回のうち会員のゲスト



エフエム秋田出演

出演が1回、時間は10分間。おおよその打合せはしますが本番は成り行き任せ。想定外の質問をされるのでスリル満点。昨年と一昨年のゲストは緊張していたようです。スタジオの外でゲストを見ながら放送を聞いていると、ドキドキしているのが手に取るように分かります。ゲストの方々、ご苦労様でした。

今回がスタート

秋田大学理工学部システムデザイン工学科土木環境工学コース第3学年を対象に職業研究の一環として必修特別講義を行いました。

準備は、業務部と研修部理事、具体的な構成及び一コマ90分の講義は、業務部長が行いました。テーマは、「一人の専門技術者が地方地域において大きく社会貢献できる職業、民間において一般国民を力強くサポートできる専門職」という切り口で行っています。

内容は、測量分野から土地家屋調査士の業務内容の概略、抵当権、地租改正と地図、固定資産税と経済活動、土地家屋調査士は行政・国民・関連企業・金融機関からの問合せ等扇の要の役割か、など多岐にわたっています。

なお、講義の後に、大学側から来年度は更に測量学の講義や測量実習での協力体制ができないかのご相談があったことをご報告いたします。



秋田大学講義

答えの出せない質問

話は変わりますが、亡くなられた当会の伊藤前会長から「外に向けた広報とは何か考えてみてくれ。」といわれました。どういう意味で質問をされたのか、どのように答えを出すべきなのか、いまだ答えは出ていません。

今は土地家屋調査士会及び会員の行為が、外から見たらどのように受け取られるか、見られているかということを常に意識しながら広報を行うことが、必要最低限なことだと考えています。

第19回あいち境界シンポジウム 「減災と狭あい道路の解消について」開催

平成31年1月15日、取材のため会場であるウィンクあいちに向かう途中、地元市の職員の方に偶然お会いした。聞くとウィンクあいちの別会場において所有者不明土地の研修があるとのこと。そちらにも興味があるが、後日お話を伺う約束をして会場に急いだ。

今回のシンポジウムは、昨年の研修会「防災と狭あい道路解消」を引き継ぐ形で開催された。会員(202名、他会を含む。)のみならず、議員の先生方(47名)や市町村の関係部署の職員の方々(113名)、一般市民の方(57名)とたくさんの参加をいただいた。

開催に先立ち、伊藤直樹愛知会会長から挨拶があった。土地家屋調査士は日々測量を行っている。そこで間違いなく狭あい道路に接していて、地権者様とお話しする機会がある。登記さえ終わればよいという考えを反省し、狭あい道路の解消ということを具体的に国民の皆様方にしっかり直接お伝えすることが我々の責務ではないのかと、下町ロケットの話題を交え力強く挨拶された。



あいち宣言をする
伊藤直樹愛知会会長

第1部 基調講演「災害当事者意識ノススメ」 ～深く、鮮明に災害を意識し、備える～

名古屋大学減災連携研究センター長・教授

福和伸夫氏

講師の福和氏は大学の教授であるが、これほど防災に積極的な人を私は知らない。立場を超えて様々

なイベント、メディアに露出し防災を訴えている。私も何度か講演などをお聞きしてその度に意識を新たにしている。私の隣に座った土地家屋調査士も教授と出会って防災士の資格を取ったとのことである。今回の講演も聴衆の耳目を集めるものであった。

日本のこれまでの災害を見てみると、9が付く年は災害が少なく、いのしし年は最悪の災害が多いようである。また災異改元というのがある。大きな災害があったときなどに改元されていたようである。今年は改元も予定されており、気を付けた方がよいかもしれません。

平成の30年間は地震だらけの30年だった。同じような大きさの地震でも人口の集中している個所では被害がケタ違いに大きくなる。

ここ1年の災害での教訓は、

- ・必要以上に人が集まると便利だけど、やばいよ(大阪)
- ・電気ばかりに頼っていると、電気が途絶えたときに全部終わっちゃうよ(北海道)
- ・鉄道や道路が止まるとどうしようもないよ(西日本豪雨)
- ・危険なところに町を拡張すると大変だよ(大阪)
- ・お金も人も時間もカットしたから品質も維持できないよ。安全のためにお金を使えないよ(KYB株式会社)
- ・たった1本しかない橋がへなちょこだと飛行場もダメになっちゃうよ(台風21号)

災害に対して華奢な日本が垣間見えた。

地震が起きるとエレベーターが止まる。東京には16万台のエレベーターがある。そのうち9割が止まるとすると、およそ8万人の人が閉じ込められる。1日に助けられるのはせいぜい数百人で、数か

月掛かることが分かる。

エレベーターがいるような建物は作らないほうがいい。緊急停止機能の付いていないエレベーターは4分の1ある。エレベーターに乗るときは、簡易トイレと非常食をカバンに忍ばせておくことをお勧めする。

地震保険などは、日本が壊滅するような大きな地震には対応できない。保険会社にはそれだけの支払能力はないし、被害の調査に何年も掛かるとされる。

保険に頼るより、大きな災害でも壊れない建物を建てるのが重要。北海道の地震では建物の被害が少なかった。北海道の建物は雪が多いので屋根が軽いスレート葺き、寒いので窓が少ないし基礎がしっかりしている、土地が広いので平家が多いことが要因。家を建てるなら北海道の家を参考にするとよい。

北海道でブラックアウトが起こったのは、コストの安い火力発電のみに頼っていたこと、本州からの送電線に、これもコストの安い直流を採用していたことが原因。直流を交流に変えるためには電力が必要だが、その電力がなかった。もしものときのための送電線が役に立たなかった。縦割りで、全体を考えることができなかったからである。

有事の際は電力を融通し合うようになっているが日本では難しい、地産地消が一番。電力の需要と供給のバランスを見ると愛知県はとてもすばらしい。

公に頼っていてはだめで、そろそろ自分たちでものを考えるようにならないといけない。それを教えてくれるのが映画シン・ゴジラ。危機管理能力のない官邸、東京からの大避難、血液凝固剤投入で一時凍結、ヤシオリ(ヤマタノオロチに飲ませるお酒)作戦。ちなみにヤマタノオロチの尾から見付かったのが草薙剣で、それは今熱田神宮の神体となっている。つまりこの国の救世主ナゴヤを意味しているのではないか。

自分で自分を守らなきゃいけない。(会場前列にいる新聞記者に)「家具、止めてありますか。やっではないですね。地震担当記者さんですよ。止めますか？いつまでに止めますか？近いうちまで？もっと早くしてください。今週土曜日、証拠写真を送ってください。」強引とも思われるが、ここまでしないとなかなか意識は変わらない。

今日も、福和節がさく裂した聞き応えのある基調講演でした。

第2部 パネルディスカッション 「狭あい道路解消ノススメ」

パネリスト

名古屋大学減災連携研究センター長・教授

福和伸夫氏

名古屋市議員

横井利明氏

岡崎市建築部次長建築部建築指導課長兼務

鈴木広行氏

兵庫県土地家屋調査士会会員

藤原光榮氏

コーディネーター

愛知県土地家屋調査士会 熱田支部長

小島篤実氏

コーディネーターの小島氏から明治維新以降、区画整理事業などで街づくりが進められ、名古屋市を除く市街地で3割、名古屋市で7割が整備されていること。それ以外の地域では数多くの狭あい道路が残っていることが紹介された。そしてこの狭あい道路解消のため各分野からの意見をお聞きしたいと、パネルディスカッションの趣旨を説明された。

まず、阪神淡路大震災時の映像が流れ、兵庫会の藤原氏から24年前を振り返っていただいた。被災当時、法務省民事局第三課長の方に大変お世話になった。たくさんの方の復興予算を付けてくださり、「土地家屋調査士を元気付けておくと復興が早くなる。」といった言葉を掛けていただいたそうだ。

阪神淡路の震災では圧壊と火事が多かった、神戸市内で火事によって燃えた所はほとんどが狭あい道路だった。震災後神戸市の事業で狭あい道路の拡幅がされ、2メートルだった道路が4メートルの道路になっている。それでもいまだに復興していない地区があるとのこと。

次に、南海トラフ地震における被害想定について、尾張地区代表として名古屋市議員の横井氏、三河地区代表として岡崎市の鈴木氏から報告された。福和教授からは愛知県については、田原市の地形によって津波被害がかなり軽減されること、西部については海拔0メートル地帯が広がっており、堤防が維持できなければ一瞬のうちに水没してしまうことを警告された。ただ、愛知県庁も名古屋市役所も経

済が一番で、防災は二の次になっているように感じる。この地方の特徴は産業が飛び抜けて盛んなことで、実は名古屋市よりも西三河の方がずっと大事なんです。ただこれも次の震災では、いとも簡単に無くなってしまいます。それを防止するには平時の努力が必要ですし、行政の支援が不可欠だと思います。

行政はいざというときには無力です。「横井先生、230万人都市の名古屋市内に何台の救急車があるか知っていますか？ 40台なんです。119番通報を受けてくれる消防士さんの数は？ 10人なんです。」こういうことを知っていると、いざというときに行政は当てにできないことが分かるんです。

狭あい道路の問題について名古屋市議員の横井氏から、防災面、経済面、環境面での弊害を紹介された。また、岡崎市の鈴木氏からは災害危険度判定調査を実施したところ、木造住宅が密集し道路の狭い地域について、火災の延焼による被害が大きくなることが分かったとの報告があった。

神戸市の復興について、兵庫会の藤原氏は神戸港には船がほとんど来なくなった、また多くの企業が中国やほかの都市へ拠点を移してしまっている。表向きには再開発事業などで復興しているようになっているが、実際は人口減少が進み、閑散としているのが現状と意外な報告をされた。

続いて、狭あい道路の対策について、名古屋市では建物が倒壊する危険性を踏まえ、道路が閉塞する危険性、確率を交差点ごとに評価し公表していること、また生活こみち整備促進事業を推進しているが、進捗率が芳しくない旨が報告された。岡崎市では平成18年度から狭あい道路の拡幅整備に関する条例が施行され、毎年150件程度の道路後退寄附行為があること。しかし、総延長400キロメートルのうち10パーセントしか道路後退がされていないことなどが報告された。

総括として福和教授からは、「狭あい道路の解消は住民にとってもプラスなことなので、住民自らが推進した方がいいんじゃないかといった気持ちを持ってもらうような啓発活動を併せてしていかないと時間が掛かると思う。とはいうものの道路についてこういったシンポジウムが開けることは画期的なことであって、土地家屋調査士のこの問題に対する熱い思いを実感した。」とうれしい言葉をいただいた。

名古屋市議員の横井氏からは、先進事例のある横浜市への視察の報告があり、「岡崎市の条例も参考にしながら、名古屋市の実態に合った(仮称)名古屋市狭あい道路整備促進に関する条例の制定、予算の確保など努力していきたいと思っている。ただ、関係する部局が多過ぎるので、それらを取りまとめるチームを作るよう市長に提言していきたい。」とサプライズな発言が飛び出した。

岡崎市の鈴木氏は、「地区での防災まちづくりでの取組では、地域住民自らが狭あい道路を確認し、その路線の拡幅を目指すことや空き家の撤去促進などが進められつつある。また、狭あい道路の多い延焼の危険性のある地域から順に、公嘱協会の協力を得ながら地籍調査を実施している。これも狭あい道路解消の一助になるものと考えている。」と総括された。

最後に伊藤愛知会会長から、「この愛知から狭あい道路解消に関する情報を、次の震災では日本国土の多くの場所で大変なことになるということを全国47都道府県に発信していくことを愛知宣言とさせていただきます。ありがとうございました。」と宣言と謝辞があり本シンポジウムは閉会した。

名古屋市議から狭あい道路に関する条例制定案まで引き出した本シンポジウムは、大成功だったと締めくくらせていただく。

広報員 中嶋茂(愛知会)



パネルディスカッション



福和教授の厳しい質問に答える横井市会議員



岡崎市鈴木広行氏と兵庫会藤原光榮氏

日本登記法研究会 第3回研究大会

平成30年12月8日(土)日司連ホールにて日本登記法研究会の第3回研究大会が行われました。「日本登記法研究会」は、登記に関連する研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、登記制度の発展に寄与することを目的とし、学術的研究と実務のコラボレーションを踏まえた活発な議論を行う研究会で、今般、第3回研究大会を開催するはこびとなりました。

○共催 日本登記法研究会 日本司法書士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会

○後援 法務省

○動産・債権譲渡登記関係(午前)

テーマ「動産・債権譲渡登記の未来」

研究報告① 小野 絵里氏(司法書士)

研究報告② 白石 大氏

(早稲田大学大学院法務研究科教授)

○不動産登記関係(午後)

テーマ「不動産登記の真正の担保」

研究報告① 七戸 克彦氏

(九州大学大学院法学研究院教授)

研究報告② 植木 克明氏(司法書士)

研究報告③ 原田 克明氏(土地家屋調査士)

開会に先立ち、日本司法書士会連合会会長の今川嘉典様及び法務省民事局民事第二課長の村松秀樹様からご挨拶がありました。今川嘉典様から「所有者不明土地問題は国策として様々な対応策が打ち出さ

れている。登記制度、土地所有権の在り方等に関する研究会組織が立ち上がっている。この研究会では相続登記促進という観点から様々な角度からの切り口で検討がされている。この研究報告を受けて、2020年には不動産登記法あるいは民法の基本法の改正が予定されている。こういう状況の中で、ますます登記制度に関する国民の関心が高まっていくのではないかと考えている。今後、日本登記法研究会は日本登記法学会として再スタートを切ると聞いている。ますます研究が深みを増していくのかと思う。我々日本司法書士会連合会も日本土地家屋調査士会連合会ともにしっかりとサポートさせていただきたいと思っている」と挨拶がありました。

続いて午前の部では「動産・債権譲渡の未来」をテーマに小野絵里氏(司法書士)と白石大氏(早稲田大学大学院法務研究科教授)から発表がありました。

小野絵里氏からは「動産譲渡登記制度の特徴と展望」と題して、登記制度の現状、登記の特徴と改善の方向性、今後の展望について説明がありました。

続いて白石大氏から「動産・債権譲渡登記の現状と課題」と題して、①動産債権譲渡登記の創設に至った背景と現在の状況について、②動産債権譲渡登記の特徴と、不動産登記との対比について、③動産債権譲渡登記制度を取り巻く課題と改善について、説明がありました。

お二人の発表から、動産債権譲渡登記制度は「バブル経済が崩壊後、地価の下落により企業の担保不足が問題となり、動産債権を用いた新たな資金調達が必要となったため、平成17年から運用が開始された制度である」ということから、従来慣れ親しんでいる不動産登記制度とは違い、まだまだ一般的に利用されている制度ではないようで、「動産債権譲渡登記を利用した登記件数はまだまだ低い水準にある。登記件数の伸び悩みは動産債権譲渡を利用した資金調達のニーズが少ないからではなく、動産債権担保の仕組みや体制が十分に整っていないためである。これまで判明した課題を整理し、この制度を生かす実務運用を構築する継続的な取組が必要」とい



会場の様子

う報告がされました。

午前の部の終わりに日本登記法研究会顧問の池田眞朗氏(武蔵野大学副学長・法学部長)から総括をいただき、午前の部は終了しました。

午後の部へ入る前に、日本土地家屋調査士会連合会岡田潤一郎会長から「登記というカテゴリーにおいて、土地家屋調査士は不動産登記の表示に関する登記の実務家として、日々司法書士の先生方と国民の権利の明確化に寄与しているが、このような関係においてご挨拶の機会をいただいたこと、日本登記法研究会に対してお手伝いができることに感謝している。日本が世界に誇る登記制度を先人から受け継ぎ、国民生活の利便と安心安全を念頭により進化した形で次の世代へ受け継いでいくためにも、この日本登記法研究会の存在が多いに意義のあるものと思う。」と挨拶がありました。



日調連岡田会長挨拶

午後の部では、「不動産登記の真正の担保」をテーマに3名から研究報告がありました。

研究報告①

不動産登記の真実性担保手段～旧登記法から資格者代理人方式まで～

七戸克彦氏(九州大学大学院法学研究院教授)

七戸克彦氏からは、「不動産登記における現在のトピックにはオンラインによる資格者代理人方式の導入問題がある。この新方式は平成20年に導入された特例方式と異なり、PDFデータそのものを添

付情報の原本と位置づけるもので、登記原因証明情報等、添付情報によっては真実性の担保が問題となる。」こういった問題を旧登記法(明治19年)まで遡り旧法と比較し、どのようにして真実性を担保していったのか、また旧不動産登記法及び現行不動産登記法の書面申請と、現行不動産登記法の電子申請(完全オンライン申請)・特例方式並びに資格者代理人方式における、登記の真正担保方法とその実効性について説明がされました。

研究報告②

非対面の本人確認方法について～テレビ電話による資格者代理人の本人確認を考える～

大阪司法書士会 植木克明氏

植木克明氏からは、「司法書士が受託する不動産登記において、売買を原因とする所有権移転の登記申請が業務の主要な位置を占めている。その際、司法書士が依頼者と直接面談を行っているが、遠方や海外に在中している方とは面談が難しい場合がある。こういった方との本人確認を、テレビ電話の方法(非対面)で行うことで、本人確認情報制度を利用した登記手続が可能なのか検討した。」と説明がありました。制度本来の意図や安全面等から検討した結果、「本人確認制度を利用する際の本人確認方法としては、非対面という形態は現状では要件に該当しない。法令面、技術面で面談に代わるような要素が不足している。」との報告がされました。

研究報告③

「不動産登記の真正担保」～「表示に関する登記」の実務から見る添付情報と資格者代理人方式～

東京土地家屋調査士会 原田克明氏

原田克明氏からは、資格者代理人方式の実現を踏まえ、土地家屋調査士がどんな仕事をしているのか、どんな形で添付情報を付けているのかを建物登記と土地登記に分け説明がされ、土地の業務においては、航空写真と図面の重ね図をスライドで表示し、調査の様子の説明がありました。添付情報の中では不動産調査報告書の記載内容の説明がされました。普段我々が当たり前のように行っていることになりましたが、改めて重要性を認識させられ、土地家屋調査士以外の方が聞いても分かりやすく丁寧な説明がされました。



土地家屋調査士 原田氏

午後の部を通し、パネルディスカッション形式で事前に回収した質問票により質疑応答がされました。登記原因証明情報の代理作成の実態真偽についての質問に対し、土地家屋調査士としてはあまりなじみのない回答に対して、土地家屋調査士の原田先生は、「我々が普段書いている不動産調査報告書の内容や、添付情報についての重要性について説明がされた。登記原因証明情報を作成するに当たり、土地家屋調査士が作成している不動産調査報告書的なものがあったとしてもよいのではないか。条文に書かれたとおりのことをするだけではなく、自分がどれだけ調査し、真実性を確認できるかが大事なことだ。」と述べられました。

最後に、日本登記法研究会顧問の鎌田薫氏(前早稲田大学総長)による総括をいただき、日本登記法研究会顧問の道垣内弘人氏(東京大学大学院法学政治学研究科教授)から全体の総括をいただき閉会となりました。



質疑応答の様子

終わりに

動産債権譲渡登記の制度について土地家調査士にはあまりなじみのない制度で、分からない部分が多々ありました。今後もこのような制度が必要とされているとのことですので、今回の研究結果を踏まえた制度の発展に期待したいと思います。不動産登記の真正の担保では、我々が行っている業務の中で、最低限これだけでできていればという感覚ではなく、自分が自信を持って登記に臨んでいくことが必要だという発表者の話を聞き、真実性を確認する大切さを実感しました。今後、資格者代理人制度が導入されて、完全オンライン申請の流れになっていきますが、資格者として責任を持った行動が必要であると感じました。

広報員 久保智則(長野会)

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



2月16日
～3月15日

今年は、花粉の飛散量が特別多いらしく、水道橋の街を行く人々の多くがマスクを手放せないようだ。私自身も重度の花粉症であり、目の痛痒さは文章では表現できないほどだ。

そんな辛い毎日を吹き飛ばすような知らせが届いた。3月12日、「土地家屋調査士法一部改正案」が閣議決定されたのである。使命規定を創設し「表示に関する登記」とともに「筆界を明らかにする業務」の専門家として社会に宣言する内容である。また、懲戒手続に関して、より適正・合理化を図り、さらに、多様なニーズに対応するためにも「一人法人」の設立も可能とした。私たちは、会員一人一人の日常業務がより円滑に執り行えるよう、水道橋を拠点として常に考えている。

2月

19日 CPD評価検討委員会

土地家屋調査士CPD（土地家屋調査士専門職能継続学習制度）は、「隣接法律関連専門職種」であるとともに「測量技術者」でもある土地家屋調査士の責任は非常に重大であり、プロフェッショナルとして社会の要請に応えるための制度である。本年も評価検討委員会を開催し、研修部担当役員と共に清水英範先生、鈴木満先生からのご意見を伺い、今後の活動の指針とさせていただいた。

20日 第10回正副会長会議

平成30年度最後の理事会を招集するに当たり、全ての副会長、専務理事、総務部長と共に審議事項と協議事項の確認を行う。

20日、21日 第5回理事会

平成30年度として最後の理事会を招集。各部ともに成果を報告してもらうとともに、次年度更には次年度以降の連合会活動についても道筋を立てると同

時に、具体的な活動方針を協議する場として位置づける理事会である。

23日 群馬会 平成30年度新入会員研修会

柳澤専務理事の地元である、群馬会において新人研修会が開催されると聞き、会務の合間を縫って参加させていただいた。各単位会ごとに地域の慣習や文化を学ぶ機会は、多くの新人土地家屋調査士にとって貴重な時間だと考えている。さらに、支部単位や、もっと小さいコミュニティにおいても、私たちが会得しておくべき土地制度が多く存在することは、この仕事を何年やっても気付く事柄であり、まさしく「日々新又日新」の心境である。

24日 天皇陛下御在位三十年記念式典

今上天皇陛下の御在位三十年記念式典の案内をいただき、全国の土地家屋調査士を代表して出席。間もなく「平成」の時代が終わろうとしている今、陛下のお言葉を直にお聞きし、常に人々の思いに寄り添い続けられた30年間の振り返られる陛下のお姿とお言葉に、会場の国立劇場は万雷の拍手が鳴り止むことがなかった。

26日 天皇陛下御在位三十年につき開催される宮中茶会

一昨日の御在位三十年記念式典に続いて皇居・豊明殿で開催される「宮中茶会」の案内もいただき、出席。各界を代表する方々の中には、多くの有名人やアスリートも見受けられ、厳かな空気の中で各皇族方と共に天皇陛下のお言葉をいただく。予定の時間を過ぎても、懇談される天皇皇后両陛下のお姿に涙を流す人も。帰りには、陛下からの賜り物として、銀色のボンボニエールに入った金平糖をいただいたが、一粒口に入れると実に優しい味がした。

27日、28日 第7回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業準備チーム会議

70周年記念事業の準備チーム会議に出席。現在までの企画案を整理し、全国の一人でも多くの会員と一緒に汗をかくことのできる事業であり、「各地域の象徴的な建造物」を表題登記と地理空間そして未来の登記制度への提言をベースとした「各単位会からの提案型も含む企画」として発信してもらえるよう協議を行う。

28日 自由民主党政務調査会法務部会

土地家屋調査士法一部改正に関して、自由民主党政務調査会法務部会において説明するため、担当の加賀谷副会長、柳澤専務理事、佐藤常任理事と共に雨の中、自民党本部に向かう。連合会は今回の法改正が全国の土地家屋調査士にとって日々の業務の円滑な実施と事務所経営の多様化等に役立つ内容であると確信をもって活動している。

3月

4日 平成31年度土地家屋調査士試験委員候補者による打合せ会

来年度、土地家屋調査士試験委員を務めていただける予定の8名の皆さんの打合せ会に出席。法務省管轄である土地家屋調査士試験とその委員候補者の厳格なる独立性を確保するためにも挨拶のみで退席。

7日 第11回正副会長会議

喫緊の課題対応と懸案事項の方向性確認のため、正副会長会議を招集。午後からは、全国ブロック協議会会長会とも控えており、質問事項等の情報と対応の共有を図る。

7日、8日 平成30年度第2回全国ブロック協議会会長会同

全国8ブロックの協議会長と連合会から各副会長、常任理事が参集し、全国ブロック協議会会長会同を開催。各ブロック協議会長からは、連合会の推進力としての機能を果たすべく、厳しくも温かい意見と提言をいただいた。連合会として示すべき姿と柔軟に聴くべき姿勢を再度考える機会となり、明日への活力となる会同であった。

9日 地籍問題研究会第24回定例研究会

地籍問題研究会定例研究会も24回を数えることとなる。原則として、年に3回開催なので8周年ということである。今回は、「今後の地籍整備の方向性と現場行政の取組」ということで、主に地籍調査事業にスポットを当てた内容であり、会場の日比谷コンベンションホールには、土地家屋調査士をはじめ多くの自治体職員の方の姿も見られた。この地籍問

題研究会、次回は「変則型登記の解消方策」について取り上げるそうだ。

11日 東日本大震災八周年追悼式

3月11日は日本に暮らす者にとって特別な日である。あの未曾有の大災害から8年の時が過ぎたが、被災者の傷は癒えることがない。国立劇場において開催される内閣府主催の追悼式の案内をいただき、全国の土地家屋調査士を代表して参列し、献花をさせていただく。また、連合会事務局においても職員一同ともに黙祷を捧げさせていただいた。

12日 登記基準点有識者協議会

登記基準点に関する有識者協議会に業務部担当役員と共に出席。現在までの状況等を報告の後、清水英範先生、川口保先生、佐々木暁先生からご意見をいただく。

13日 全国土地家屋調査士政治連盟 第19回定時大会及び懇親会

全国土地家屋調査士政治連盟が平成13年に誕生し、以来19回目の定時大会である。案内をいただき、来賓として出席。祝辞として、今や衆参・与野党合わせて280名を超える勢力となったことに対し感謝とお礼をお伝えするとともに、連合会の平成31年度事業方針大綱(素案)と今般の土地家屋調査士法一部改正の内容を説明し、一層の連携と連動をお願いさせていただく。折りしも、前日の12日には土地家屋調査士法一部改正案が閣議決定され、国会議員の先生方へのお願い等について、より踏み込んだ内容でお伝えすることができた。



広報キャラクター「地籍くん」

2月

18日

第5回ミャンマー土地登録法制調査研究PT会議
＜協議事項＞

- 1 法務省法務総合研究所国際協力部から要請を受けている「ミャンマーの土地登録法制」に係る調査研究の対応について

19日

第6回研修部会

＜協議事項＞

- 1 CPD評価検討委員会への対応について
- 2 CPD管理システムの使用方法について

CPD評価検討委員会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士CPD制度の現状について
- 2 種別「講師」のポイント付与について

20日

第3回事務所形態検討チーム会議

＜協議事項＞

- 1 「土地家屋調査士法人業務処理マニュアル」について

第10回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成30年度第5回理事会審議事項及び協議事項の対応について

20日、21日

第5回理事会

＜審議事項＞

- 1 平成31年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 業務情報公開に係る株式会社ゼンリンとの機密保持契約の期間延長について
- 3 連合会役員選任規則に基づく選挙管理委員会委員の選任について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則第3条第2項及び第3項における同連合会が選出する選考理事候補者及び選考監事候補者について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)並びに日本土地家屋調査士会連合会会長会議運営規則の新設(案)及び日本土地家屋調査士会連合会ブロック協議会会長会議運営規則の新設(案)について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の一部改正(案)について
- 7 改訂版「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」の発行について
- 8 平成31年度に実施する「土地家屋調査士事

務所形態及び報酬に関する実態調査」について

- 9 中央実施型の新人研修の受講者募集について
＜協議事項＞

- 1 平成30年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会個人情報の保護に関する規則の一部改正(案)について
- 3 中央実施型の新人研修の教材について
- 4 平成31年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

第5回理事会監査

21日

第5回監査会

26日、27日

第4回研修員会議

＜協議事項＞

- 1 中央実施型の新人研修について
- 2 年次研修について

27日、28日

第7回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業準備チーム会議

＜協議事項＞

- 1 垂れ幕の進捗とスケジュールについて
- 2 ランドマーク建物登記プロジェクトについて
- 3 研究論文の募集について
- 4 徽章のコンセプトの認識・発信・共有について
- 5 土地家屋調査士法逐条解説本の作成について
- 6 シンポジウム・祝賀会の開催について

28日

研究テーマ「地籍国際標準」会議

＜協議事項＞

- 1 研究テーマ「地籍国際標準」について

3月

7日

第6回ミャンマー土地登録法制調査研究PT会議
＜協議事項＞

- 1 法務省法務総合研究所国際協力部から要請を受けている「ミャンマーの土地登録法制」に係る調査研究の対応について

第11回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成30年度第2回全国ブロック協議会会長会同の対応について

7日、8日

平成30年度第2回全国ブロック協議会長会同
＜協議事項＞

- 1 各ブロック協議会の運営状況等報告について
- 2 連合会事業経過報告について
- 3 連合会が取り組んでいる事項等の説明について
- 4 平成31年度における事業方針の説明について

12日

登記基準点有識者協議会
＜協議事項＞

- 1 登記基準点の認定状況について
- 2 登記基準点の検定について
- 3 「登記基準点の実務」、「登記基準点測量記載例」の改訂について

12日、13日

第6回業務部会
＜協議事項＞

- 1 平成31年度実施の土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 2 改訂版「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」の対応について
- 3 不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフトについて
- 4 土地家屋調査士報酬ガイドについて
- 5 登記基準点有識者協議会について

13日

第4回マンション関連検討PT会議
＜協議事項＞

- 1 区分建物に関する土地家屋調査士実務に係る冊子の発刊について

第2回官民オープンデータ化促進PT会議
＜協議事項＞

- 1 法務局の地図のオープンデータ化に対する将来像と今後の対応(問題点)について
- 2 マイナンバー制度(公的個人認証)を利用したオンライン申請の可能性と問題点について
- 3 世界のオープンデータ化、ブロックチェーン、電子マネーの現状と日本の今後の方向性について

13日、14日

第6回社会事業部会
＜協議事項＞

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書について
- 2 今後の日本土地家屋調査士会連合会ADRセンターの活動方針について
- 3 空き家予防のためのチラシの作成について
- 4 空き家対策に関するeラーニングコンテンツの作成について
- 5 平成30年度事業経過報告について

訃 報

本年3月25日、日本土地家屋調査士会連合会の水上要蔵顧問(享年92才)が逝去されました。故人を偲び、生前のご功績を記します。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。



水上 要蔵(みずかみ・ようぞう)

大正15年生まれ

昭和44年12月～平成20年4月 土地家屋調査士登録(東京会)

【日本土地家屋調査士会連合会・役員歴】

昭和53年10月～昭和60年6月 常任理事

昭和62年6月～平成元年6月 常任理事

平成元年6月～平成5年6月 副会長

平成7年6月～平成13年6月 会長

平成13年6月～平成17年6月 名誉会長

平成17年7月～ 顧問

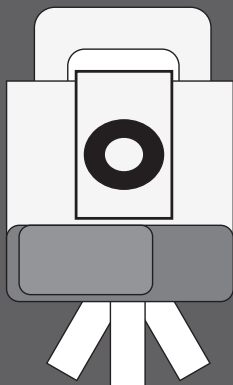
ほか

全国土地家屋調査士政治連盟会長

土地家屋調査士国民年金基金理事長 等を歴任

平成13年秋 勲五等双光旭日章

※本誌「ちょうさし俳壇」前選者、2016.3月号 No.710 34頁参照



測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

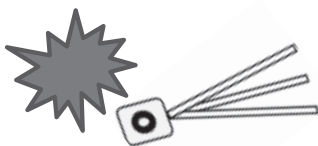
保険期間：2019年4月1日午後4時から1年間
(中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。)

この機会に是非
ご検討ください！



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B18-102521 使用期限:2020年4月1日

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

平成31年2月1日付

東京 8089 武藤 昌裕
東京 8090 濱野長太郎
埼玉 2675 松本 壮巨
大阪 3356 松本 悟
岡山 1399 服部 泰宏
福岡 2332 大石 貴彦
長崎 803 高原 瑞
鹿児島 1099 前村 賢二
沖縄 510 山内 盛和
釧路 351 丸尾 慶樹

平成31年2月12日付

東京 8091 渡邊 聖子
東京 8092 田中 優輝
千葉 2203 香取 信靖
岡山 1400 尾崎 美里
岡山 1401 岡田 章智

平成31年2月20日付

兵庫 2515 長嶋 玲
富山 525 野崎 貴之
愛媛 867 井住 隼人
愛媛 868 武智 紳

登録取消し者

平成30年10月28日付

東京 8019 岩館 武

平成30年11月30日付

福岡 1525 溝田 隆一

平成30年12月12日付

東京 5097 大平 英二

平成30年12月28日付

島根 376 千原 建三

平成31年1月6日付

釧路 268 西 勝道

平成31年1月15日付

茨城 1148 佐藤 峯生

平成31年1月19日付

茨城 888 大和田久雄

平成31年2月1日付

茨城 638 川窪 信次
石川 400 西田 廣昭
鹿児島 862 郡山 政弘
山形 981 細矢 長一
青森 554 田名部秀美
香川 606 松原 洋

平成31年2月12日付

東京 6485 春山 芳興
神奈川 2180 溝道 賢吾
茨城 1197 松永 匡治
長野 2311 山越 義人
大阪 1158 須藤 蕃
愛知 1696 藤井 計一
愛知 2395 鈴木 律
福岡 1689 平川 惠三
福岡 1808 吉井 賢司
長崎 783 柴田 真宏
鹿児島 731 沖 正明

福島 769 加藤 捷子
青森 528 寺澤 重三
愛媛 680 渡邊 剛

平成31年2月20日付

神奈川 2115 神村 康二
兵庫 1423 北野 聖造

ADR認定土地家屋調査士登録者

平成31年2月1日付

大阪 3356 松本 悟
京都 897 大牧 直人
岡山 1388 田中 啓
長崎 803 高原 瑞

平成31年2月12日付

東京 7345 小穴 善明
東京 8091 渡邊 聖子
岡山 1395 戸田 哲裕
岡山 1401 岡田 章智
福岡 2311 佐藤 誠

平成31年2月20日付

千葉 2158 田野 忠明
山形 1235 佐藤 祐己
愛媛 867 井住 隼人

平成30年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項の規定による平成30年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成30年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成31年3月8日付け官報に掲載されています。

記

試 験 日	筆記試験(平成30年10月21日)、口述試験(平成31年1月24日)	
出 願 者 数	5,411名	
受 験 者 数	4,380名(午前の部の試験を免除された者であって午後の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。)	
合 格 者 数	418名(男391名・93.5% 女27名・6.5%)	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験 満点100点中72.0点以上 かつ 午後の部の試験 満点100点中81.0点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験 満点100点中81.0点以上

(午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点 60 点中 30.0 点に、記述式問題については満点 40 点中 35.0 点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点 50 点中 35.0 点に、記述式問題については満点 50 点中 33.5 点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。)

平均年齢 40.16 歳
最低年齢 19 歳 1 名
最高年齢 70 歳 2 名 ※年齢は H31.2.15 現在

生年別合格者数

生 年	人数	生 年	人数	生 年	人数
平成 12 年	1	昭和 57 年	15	昭和 40 年	6
平成 9 年	1	昭和 56 年	13	昭和 39 年	4
平成 8 年	2	昭和 55 年	21	昭和 38 年	6
平成 7 年	2	昭和 54 年	13	昭和 37 年	3
平成 6 年	2	昭和 53 年	12	昭和 36 年	6
平成 5 年	1	昭和 52 年	17	昭和 35 年	5
平成 4 年	13	昭和 51 年	16	昭和 34 年	2
平成 3 年	7	昭和 50 年	17	昭和 33 年	4
平成 2 年	11	昭和 49 年	15	昭和 32 年	2
平成元年	11	昭和 48 年	14	昭和 31 年	2
昭和 64 年	2	昭和 47 年	15	昭和 30 年	1
昭和 63 年	13	昭和 46 年	18	昭和 28 年	1
昭和 62 年	23	昭和 45 年	11	昭和 27 年	1
昭和 61 年	12	昭和 44 年	7	昭和 26 年	1
昭和 60 年	12	昭和 43 年	6	昭和 23 年	2
昭和 59 年	17	昭和 42 年	5	合 計	418
昭和 58 年	22	昭和 41 年	5		

受験地別合格者数

受験地	人数
東 京	173
大 阪	53
名古屋	64
広 島	16
福 岡	50
那 覇	3
仙 台	39
札 幌	8
高 松	12
合 計	418

将来への備え

秋田会 古川 克巳

将来、自分も高齢者の仲間入りすることは必然

私たち士業には、確かに定年はありません。しかし、高齢になっても働くためには、若いうちから気を付けておかなければいけないことがあります。

それは、健康維持や自主研修、筋力トレーニングなどではないでしょうか。しかし、どんなに努力しても、いつまでも充実した生活に必要な収入が得られるわけではありません。働けなくなる日が到来することは必然です。

その時、老後の資金計画を若いうちから考えて実行していた人とそうでない人には、大きな格差が生まれるのです。

基礎年金は、最低限生きていける程度の年金額

個人事業主である場合、国民年金の基礎年金に加入しているはずですが、当然文化的な生活を保障するものではありません。基礎年金は、人間が生きていくのに最低限必要と思われる金額を想定してあるためです。

足りない分をどうする

私は、29歳で開業しました、30年ぐらい前です。最初の3年は、小遣い程度の収入しかありませんでした。妻の収入で暮らしていましたので、さすがに年金基金の掛金は払えそうにありませんでした。しかし、それなりの収入が得られるようになった時、取引のある銀行の勧めもあり、保険会社の個人年金に加入しました。当時は、定期預金の金利が年8パーセントぐらいだったので、将来はその個人年金が大きく増えて、かなりのリターンがある投資商品として勧誘されました。しかし、なんとその生命保険会社は、破たんしてしまったのです。業務を引き継いだ外資系の保険会社から利率を下げて契約し直すか、清算して残金を受け取るかの選択を迫られました。取りあえず、見込年金額は大幅に下がりましたが再契約をしました。この後も年金を準備するチャンスがあったのですが、保険会

社の破たんのイメージを払しょくできず、仕事が忙しくなったせいもあり、個人年金に加入しないまま50代に突入しました。いざ老後のことを考えて国民年金基金の加入を検討しましたが、時既に遅いです。

50代での加入は、掛金が高くなり難しくなっていました。そこで現在は、投資信託などで資金運用を試みっていますが、混乱した世界経済のため思うような利益を上げることはできていません。



是非若いうちに、国民年金基金への加入をお勧めします

選択肢はいろいろあります。民間保険会社の個人年金、iDeCo（個人型確定拠出年金）、NISAを利用した投資信託等の資金運用、株式投資などが考えられます。もちろん自分でコツコツ貯蓄するという方法もあります。しかし、どれもリスクが伴います。もちろん、国民年金基金が他の資金運用に比べて特にリスクが低いとはいえないかもしれませんが、法律で規定された公的な年金制度である点、掛金の全額が所得控除できる点は、大きなアドバンテージではないでしょうか。さらに、2019年4月からは、ほとんどの基金が「全国国民年金基金」に統合されるため、更に信頼感が増すことになります。その中でも、土地家屋調査士については、「全国国民年金基金」内に支部として残ることが決定しています。土地家屋調査士専用の窓口が残るため、相談しやすい環境が保たれます。

仕事が軌道に乗り、収入が安定してから考えるのでは遅いのです、年齢が若いほど掛金が安く始めやすいと思います。私の失敗を繰り返さないでください。すぐに資料をご覧になり加入を検討されることを強くお勧めいたします。



すでにお知らせのとおり
全国 47 都道府県の地域型国民年金基金と
22 の職能型国民年金基金が合併し、
全国国民年金基金となりました



名称が新しくなりました

全国国民年金基金・土地家屋調査士支部

住所と電話番号が新しくなりました

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-1-22 NMF 青山一丁目ビル 9 階

土地家屋調査士支部（直通） TEL：03-6804-1128



変わりません

ご加入中の掛金額と年金予定額は変わりません
また
現在お受け取り中の年金額も変わりません

平成 31 年 3 月までにご加入いただいた掛金および年金予定額、
また受給中の年金額にも変更はございません

告知板



土地家屋調査士新人研修修了者

平成30年度土地家屋調査士新人研修(中部・九州ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

中部ブロック協議会(46名)

愛知会(29名)

横井 篤	寺嶋 哲夫	渡會 英樹
伊藤 献児	杉原 賢一	土井 慎也
林 義将	大林 史典	上田 敏克
浜島 圭介	角谷 克己	菅本 知寛
大脇 崇	岩井 博次	細江 恭平
河合 宏憲	大江 幸太	齋藤 昂
長田 克示	武山 大輔	佐久間豊文
後藤 昌宏	大成 友祐	小木曾良介
安田 修悟	大羽 康弘	高橋 悌
高田 憲一	鈴木 貴彦	

三重会(1名)

村上 眞吾

岐阜会(6名)

岩田 崇司	石神 久志	大野 朋昭
窪田 研介	小川 真人	砂場 正輝

福井会(4名)

中谷 友昭	中田 明雄	峯田 和彦
入羽 武虎		

石川会(1名)

平石ゆかり

富山会(5名)

石川 貴宏	吉田 隆	間片 章史
藤川 浩司	金山 攝郎	

(順不同・敬称略)
計46名

九州ブロック協議会(19名)

福岡会(5名)

石田 理	松尾 洋助	橘 正樹
光安 隆豊	植木 信也	

佐賀会(1名)

大久保澄人

鹿児島会(4名)

久永 瑞樹	弥栄 庄	村上 猛
北村 誠		

沖縄会(9名)

与儀 雄	野國 昌淳	山内 盛和
大城 哲也	諸喜田秀和	細野 陽一
瑞慶覧朝桂	國吉 博之	宮城 匡

(順不同・敬称略)
計19名

ち ょ う さ し 俳 壇

第407回



「亀鳴けり」

深谷健吾

長生きは幸か不幸か亀鳴けり
銃眼の丸と三角城のどか
花舗の子は花舗へお嫁に春うらら
ふるさとの日々に遠のく春の虹

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田

操

慎ましき二人の暮らし琵琶の花
難聴にも届く瀬音や日脚伸ぶ
懐かしむ旧正月の杵の音
流れゆく雲に乗りしか揚雲雀

茨城 中原ひそむ

顔洗ふ今朝の寒さは殊の外
紅梅を咲かせ家には人住まず
寒林の奥に灯の見ゆ村境
声とどくとこに曾孫と芹を摘む

愛知 清水 正明

春光や茅葺屋根の破風の文字
麗らかに南部訛の演歌かな
霧やドラム廻してミキサー車
観音の乳絵馬擦る春の風

岐阜 堀越 貞有

断崖の真下へ鳥の交り落つ
奥飛驒の分水嶺や雪解風
窯跡の垣根より蟻穴を出づ
亀鳴くや転勤先へひとり旅

愛知 鍋田 建治

丘陵に大尉の墓や春の風
酒の粕汁を振る舞ふ道の駅

山形 柏屋 敏秋

春泥を足で蹴落とすポール先
出不精に旅を勧める春の風

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

難聴にも届く瀬音や日脚伸ぶ

「日脚伸ぶ」とは、冬至を境に毎日少しずつ日脚が伸びて「一日に畳の目一つ」などというたとえもある。冬の季語。提句は春を待つ山村風景での一句か。日脚が伸びるにつれ、山の雪解水も日に日に増えて来る。難聴の方にも本能的に瀬音を感じる。待春の心を見事に読み切った佳句である。

中原ひそむ

声とどくとこに曾孫と芹を摘む

「芹摘む」とは、春の季語「芹」の傍題。水田、湿地に自生し、また食用のため栽培する多年草で春の七草の一つ。茎、葉ともに香気がある。「健康で長生き」が今の長寿社会でのキーポイントか。曾孫さんと芹を摘まれるとは。ほのぼのとした春のひと時の情景を活写した見事な一句である。

清水 正明

霧やドラム廻してミキサー車

「霧」とは、春の季語。春、モンゴルや中

国北部で強風のために吹き上げられた多量の砂塵が偏西風に乗って日本に飛来する現象。気象用語では黄砂。三月から五月に見られる。毎年やって来る霧・黄砂は迷惑千万。ミキサーにでもして蹴散らして貰いたいものだ。俳諧味のある佳句である。

堀越 貞有

奥飛驒の分水嶺や雪解風

「雪解風」とは、春の季語「雪解」の傍題。暖かくなつて雪国や山岳地帯の積雪が解け始めること。即ち積雪を解かす風のこと。奥飛驒の分水嶺の雪解水は長良川から太平洋に、庄川から日本海へ。季語の「雪解風」により、雪深い分水嶺のある奥飛驒に春の到来を感じさせる佳句である。

鍋田 建治

酒の粕汁を振る舞ふ道の駅

「粕汁」とは、冬の季語。酒粕を混ぜた味噌汁。こつてりとした味で、体が温まる。寒い日の粕汁とは有難いもの。観光客に人気の「道の駅」で粕汁を振る舞っている情景を活写した見事な一句である。

柏屋 敏秋

出不精に旅を勧める春の風

「春の風」とは、春風駘蕩というように暖かくのどかに吹く風のこと。いかに出不精な方でも、春風駘蕩な春の風の旅の誘いに乗らない手はないと。出掛けて見れば楽しい旅に。俳句の一句でも詠めれば最高です。

福岡会

「北九州マラソン2018 ボランティア」参加報告」

北九州支部 千坂 昇平



『会報 ふくおか』第124号

北九州支部の社会貢献事業の一環として、毎年参加している北九州マラソン2018のボランティアに今年も参加いたしました。平成30年2月18日(日曜日)に開催され、当日は晴天にも恵まれランナーの方も気持ちよく走ることができたのではないのでしょうか。

今回で5回目の開催となる北九州マラソンは1万人を超えるランナーが参加する北九州市の一大イベントで、北九州支部の会員も数名エントリーしていました。

今大会には最強の市民ランナー川内優輝選手もエントリーし、話題となりました。

ボランティアには前日のランナー受付に10名、当日の給水に20名の会員が参加し、小倉駅近くの浅野付近(20 km地点くらい)の給水ポイントで給水活動をしました。

前日のランナー受付は「明日は頑張ってください」などと声をかけつつゼッケンなどを手渡し、当日の給水はコップを走りながらでも取りやすいように、コップには

量を多く入れすぎないなどランナーの為に考え、またボランティア経験者の方に教えていただきながら、ランナーを一番間近に応援し楽しく活動しました。

他団体のボランティアとの交流ができ、読売新聞にも取材していただき翌日の新聞も取り上げていただき嬉しかったです。

今後もランナーの方々には北九州市の街を気持ちよく走っていただく為にボランティアは続けていきたいと思いました。



三重会

「調査士業務のあれこれ」

四日市支部 朝日奈 晰



『BORDER』第83号

平成最後の年に、原稿依頼が舞込んできました。私は、平成が幕開けして数年たった平成8年の登録ですから、諸先輩に比べれば、まだまだ「ひよっ子」に過ぎないですが、年齢だけは「それなりに」（「樹木希林さん」好きやったなあ。）加齢してます。恐らく、加齢臭（家では「インド臭」と言われたり）を撒き散らして迷惑をおかけしているのではないかと思いますし、今流行りの、「なんとかハラスメント」にあてはめれば、さしずめ「クサハラ」とでも名前が付くのでしょうかね。

余談はさておき、わずか20年少々の調査士経験の中で、日頃自分なりに気をつけているような事を書いてみたいと思います。あくまで個人的な考えですから、会員の皆さんのお考えと相違する部分もあれば、「何をアホなことを」と思われるところも多々あるかと思います。少しでもご参考になれば幸いです、「それなりに」お読みいただければ、嬉しい限りです。

境界立会の現場で

11月の第3回研修会で、佐藤講師がお話ししておられましたが、「話がまとまらない場合、どうするか」って、難しいことですね。この場合、まとまるかまとまらないかは別として、私は「ゴネている人」には、いろんな世間話をしながら、相手が食いついてきそうな話題を探っていきます。時間はかかりますが、話に食いついてきたら、しばらくは相手の話に「同調しつつ」（これ大事。聞き上手）、「ところで、境界はお互いさんのことやから、どこかで手をうちませんか？」ってな具合にやってます。そのためには話題が豊富でないといけないので、毎朝、新聞（一般紙の朝日と日経）とネットサーフィンで話題を拾っています。

調査報告書について

改訂前の調査書には、備考欄があって、そこにこまごましたことを記載していましたね。でも、改訂版からは備考欄がなくなりましたので、どこかの欄へいろんな情報を書くことになります。つまり、登記官が、それを読んで、「そういうことで、この申請になったのか」と納得してくれればいいわけです。調査士は、文章を書くことが苦手とされる方が多いですが、それほど気にすることではありません。

先日の第3回研修会で、大阪の西田講師が話しておられたように、「筆特の意見書は、恋人にラブレターを書くつもりで書け」ということにつきるのではないかと。意見書が調査報告書に変わるだけですよね。どなたでも、この人と一緒にになりたいと思ったら、あらゆる知恵を絞り、言葉を考えてプ

ロポーズされた経験がお有りかと思っています。プロポーズの相手が登記官に変わるだけですから、その情熱をぶつければいいのです。

誌面の関係で、具体的なことは割愛しますが、一度立場を入替え、「現場を見ていない登記官が現場を想定できるか、あるいは、内容が理解できるか」などを考えて、「これなら、わかる」ようであればいいわけで、西田講師が言われたように、「誰かに読んで貰って、意見を聞いてみる」ことも大事になってきますね。（なによりもコワイ、けど自分のことを一番解ってくれている？）嫁さんに読んで貰っても「これって何のこと、何が言いたい？」ではNGです。自分は現場を熟知してますから、どうしても、言葉足らずの部分があります。初見の人が理解できない表現では思いが伝わらないですからね。でも、あまりごちゃごちゃ

書いても、それはそれで、読む方も嫌になります。まずは「結論」から書いて、続けてどうしてそうになったかの「プロセス」(三段論法、 $A=B$, $B=C$, 故に $A=C$)を書くのも一方法です。

もっと素晴らしい書き方のコツは、西田講師が講義で話してい

ただいた事が、事務局の皆さんがアップしてくれている、三重会ホームページ(会員専用)に掲載されていますので、「会員参加行事」の「過去の研修会資料」をご一読ください。西田講師ならではの、エキスがたっぷり詰まっていますよ。

まずは、書いてみましょう。「習

うより慣れろ」です。「悩む前に一歩前へ」。悩んでいても、解決はしませんよ。最後になりますが、「ありがとう!」という感謝の気持ちと「寛容の心」を持ち続けて、老い先短い人生を過ごしていけたらと思っています。今年も、どうぞよろしゅうに。



編集後記

『失敗』と書いて『せいちょう』と読む
～野村克也～

正月明けの仕事始めから間もない日の夕刻、着信音とともにスマホの画面には久しい名前が浮かび上がる。「〇〇県の〇〇です。今日発表された土地家屋調査士の筆記試験に合格しました!」との報告。ぽうっとパソコンに向かい書類作成していた私は、一気にハイテンションへ。数年前、「僕の夢は土地家屋調査士になることです。」と高校生だった彼から聞いていただけに、親心なるものか涙腺がちょっと緩くなったような気が…。

2月15日、平成30年度土地家屋調査士試験最終合格者が発表され418名(最低年齢19才、最高年齢70才(平均年齢40.16才))が合格されました。本当におめでとうございます。昨年度から試験日が変更になったので、桜の季節に登録される方が多くなるようです。

登録したての頃を思い返すと、先輩方のような知識や経験は当然少なく、業務の方法を考え悩んでいた時期がありました。依頼者にとっては、新人である

うとベテランであろうと土地家屋調査士に依頼したことに変わりないとの思いからでした。とにかく失敗しないよう、根拠を基に正しい判断ができるよう、あらゆる情報を探しては頭に叩き込んでいたことが思い出されます。土地家屋調査士として歩んでいられる新入会員の皆様のご発展をご祈念しますとともに、この会報「土地家屋調査士」が皆様にとって成長の一助となることを願っております。

今年のGWは10連休ですね。いかが過ごされますか? 帰省される方、ゆっくり旅行される方、業務の予定が入っておられる方、様々だと思いますが、どの場においても、4月30日、今上天皇のお気持ちを心で感じ、5月1日、新天皇即位をお祝いしたいのは変わらないでしょう。

広報部次長 山口賢一(長崎会)



広報キャラクター「地識くん」

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話 : 03-3292-0050 FAX : 03-3292-0059

URL : <http://www.chosashi.or.jp> E-mail : rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社